

令和 8 年 7 月 29 日

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する 実行計画の進捗状況等

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）（以下「輸出促進法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、農林水産物・食品輸出本部は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する実行計画（以下「実行計画」という。）を作成することとされている。今般、同条第 3 項及び第 5 項に定める実行計画の変更・公表を行うとともに、同条第 6 項に定める進捗及び実施の状況並びに評価の結果を公表する。

1. 進捗及び実施の状況並びに評価の結果

- （１）これまで実行計画では、506 項目（※）を作成し、383 項目が対応済みとなっている。（※輸出促進法施行前の工程表を含む。）
- （２）このうち、令和 8 年 3 月以降に、13 項目が新たに対応済みとなっている。（別紙 1 参照）

2. 実行計画の変更

輸出先国・地域との協議、輸出施設の認定、事業者・産地の支援など新たに 7 項目を追加した。（別紙 2 参照）

また、輸出促進法第 14 条第 4 項に基づき、認定農林水産物・食品輸出促進団体（別紙 3 参照）に対して、実行計画案の意見聴取を行った。

これらを踏まえ、実行計画を変更・公表する。（別紙 4 参照）

○変更後の実行計画

I	輸出先国・地域との協議への対応	78 項目
II	輸出を円滑化するための対応	33 項目
III	事業者・産地への支援に関する対応	7 項目
IV	食品産業の海外展開の推進に関する対応	3 項目
V	インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応	2 項目

合計 123 項目

(対応済み項目数

合計 383 項目)

新たに対応済みとなった項目 (令和 8 年 3 月以降)

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応（施設認定、その他）

対象国・地域	措置した事項	項目数
台湾	食肉製品製造施設の認定が必要（伊藤ハム米久フーズ（株）六甲工場（兵庫県））	1
米国	水産食品加工施設の認定が必要（（株）エマック（千葉県）、（株）兆星（千葉県）、（株）島水（鹿児島県））	3
米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要（（株）マルニ北海道フーズ（北海道））	1
ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要（①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マスター食肉センター ③（株）阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー（株）阿久根工場）	1
EU	水産食品加工施設の認定が必要（（株）新海屋（宮崎県））	1
EU	水産食品加工施設の認定が必要（九州製氷（株）CSC 香椎（福岡県））	1
EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	1
計		9

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	1
各国・地域共通	育成者権管理機関の設立	1
各国・地域共通	輸出拡大に向けた GI の活用状況分析	1
計		3

Ⅴ インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

対象国・地域	措置した事項	項目数
各国・地域共通	インバウンド消費拡大に向けた GI の活用状況分析	1
計		1

対応済みとなった項目の合計：13

追加する項目 (令和 8 年 7 月 2 9 日時点)

I 輸出先国・地域との協議への対応

対象国・地域	対象となる事項	項目数
台湾	りんご、なし、もも、すももの輸出における検疫条件の緩和（台湾側輸入検査でモモシンクイガが発見された場合の輸入停止措置を発生品目ごと（品目別）とする）	1
米国	米国向け牛肉加工品（ローストビーフ含む）の輸出解禁	1
台湾	台湾向け鶏肉及び鶏肉加工品の輸出解禁	1
計		3

II 輸出を円滑化するための対応（施設認定、その他）

対象国・地域	対象となる事項	項目数
米国	水産食品加工施設の認定が必要（(株)まるか食品（広島県））	1
米国・EU	水産食品加工施設の認定が必要（(株)海千（福岡県））	1
米国	牛肉処理施設の認定が必要（香川県畜産公社（香川県））	1
EU	水産食品加工施設の認定が必要（九州製氷（株）CSC 香椎（福岡県）） 【対応済】	1
計		4

追加する項目の合計：7

意見聴取した認定農林水産物・食品輸出促進団体

一般社団法人 全日本菓子輸出促進協議会

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

一般社団法人 日本真珠振興会

日本酒造組合中央会

一般社団法人 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会

一般社団法人 全国花き輸出拡大協議会

一般社団法人 日本青果物輸出促進協議会

公益社団法人 日本茶業中央会

一般社団法人 全日本錦鯉振興会

全国醤油工業協同組合連合会

全国味噌工業協同組合連合会

一般社団法人 日本ほたて貝輸出振興協会

一般社団法人 日本養殖魚類輸出推進協会

一般社団法人 日本畜産物輸出促進協会

全日本カレー工業協同組合

農林水産物及び食品の 輸出の促進に関する実行計画

令和8年7月29日

農林水産物・食品輸出本部

目 次

I	輸出先国・地域との協議への対応	・ ・ ・ ・ 3頁	78項目	} 123項目
II	輸出を円滑化するための対応			
1	施設認定	・ ・ ・ ・ 13頁	25項目	
2	その他	・ ・ ・ ・ 15頁	8項目	
III	事業者・産地への支援に関する対応	・ ・ ・ ・ 17頁	7項目	
IV	食品産業の海外展開の推進に関する対応	・ ・ ・ ・ 20頁	3項目	
V	インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応	・ ・ ・ ・ 22頁	2項目	
(参 考)	今回新たに対応済みとなった項目	・ ・ ・ ・ 24頁	13項目	} 383項目
	前回までに対応済みとなった項目		370項目	
	実施期間を定めず、取り組む項目		6項目	

I 輸出先国・地域との協議への対応

I 輸出先国・地域との協議への対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
1	インド	スギの輸出解禁	インド側で輸出解禁に係る国内手続きを実施中。 (一社)日本木材輸出振興協会が協議を要望)	農水省は、インドに対してハイレベル対話など様々な機会働きかけを行い、早期の輸出解禁を促す。						11.5億円	農林水産大臣
2	インド	なしの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
3	インド	生わさびの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインド側で病害虫リスク評価を実施中。 (在インド日本大使館が協議を要望)	農水省は、 ・インドに対して進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インド側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.1億円	農林水産大臣
4	インド	牛乳・乳製品の衛生証明書様式協議	・インド食品安全基準規則に基づき、輸入される牛乳・乳製品への添付が必要な管轄当局発行の統合衛生証明書様式が2022年8月に公布、移行期間を経て2024年11月に完全施行。 ・日本からの牛乳・乳製品の輸出に当たっては二国間で衛生証明書様式の合意が必要。 ・2025年7月、日本から協議を要請する書簡を发出。 ・2026年2月、インド側から、日本側からの衛生証明書様式案の提示を求める書簡が接到。 ・2026年5月、日本から衛生証明書様式案の書簡を发出。	【対応方針】 農水省及び厚労省は必要な手続きを進め、速やかな輸出開始を目指す。						1億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
5	インドネシア	かんきつの輸出解禁	日本から提出した情報を基にインドネシア側で病害虫リスク評価を実施中。 (愛媛県が協議を要望)	農水省は、 ・インドネシアに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・インドネシア側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣
6	インドネシア	生産国認定品目の拡大	・現在「りんご」のみ生産国認定(2027年5月まで有効)。 ・2021年6月、認定品目拡大に向けインドネシア側へ「もも」「ぶどう」の新規認定を申請したが「りんごの生産国認定の更新6ヶ月前に申請するように」との回答。 ・2022年6月、農林水産審議官からインドネシア農業省に対し要請。同年12月、申請手続きの弾力的運用を求める書簡を发出。 ・2024年5月及び7月にインドネシア大統領特使補佐官に対し、同年8月に駐日インドネシア大使に対して、申請の早期受理を要請。同月、在インドネシア大に要請に関する調査訓令を发出。同年11月に在尼大から「インドネシア側は、今回新たに申請書を提出するなら受理する。」との報告。 ・2025年2月、インドネシア検疫庁に申請書類を提出し先方受理。その後、機会を捉えて働きかけを実施。	【対応方針】 ・農水省は、在外公館と連携しつつ、もも・ぶどうの生産国認定に関する手続きが進捗するよう、インドネシア側からの追加の資料要求等に対応。						もも0.14億円 ぶどう0.08億円	農林水産大臣
7	インドネシア	牛乳・乳製品に係る衛生技術プロトコルの二国間協議実施	・2021年インドネシア農業大臣令第15号に基づき、書類審査、実地審査、リスク評価を経て、衛生技術プロトコルの作成が必要。 ・2023年10月、日本から牛乳・乳製品の生産国認定に係る質問票への回答書を提出。 ・2024年6月、インドネシア側から、書類審査が完了し、現地審査へ移行する旨の通知。 ・同年11月、牛乳・乳製品の施設認定に係る質問票への回答書を提出。 ・2025年4月、インドネシア側から、施設認定に係る追加質問が接到。 ・2025年7月、追加質問への回答書を提出。 ・2025年12月、施設認定に係る質問票への回答書を提出(追加施設分)。その後、機会を捉えて働きかけを実施。	農水省は、在外公館等と連携しつつ、インドネシアに対して書類審査の進捗を定期的に確認し、早期の実地審査への移行を促す						0.5億円(2021年牛乳乳製品輸出実績)	農林水産大臣 厚生労働大臣
8	韓国	原発事故に伴い、 ・福島県等8県からの全ての水産物について、全面的に輸入停止 ・8都道府県の水産物並びに13都県の水産物及び輸入停止対象品目以外の食品の放射性物質検査証明書並びに全ての食品に産地証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し韓国にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。						486億円(※) の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国、地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
9	韓国	牛肉の輸出再開	・2001年9月、BSE発生に伴い、韓国は日本からの牛肉の輸入を停止。 ・2013年8月、韓国から輸入リスク分析を開始する旨通知。 ・2016年7月、韓国から家畜衛生に関する質問票を接受。 ・2020年3月、日本から回答書を提出。 ・2024年4月、韓国から追加質問を接受。 ・2024年8月、日本から追加質問への回答書を提出。 ・2025年11月、韓国から書類審査が終わる現地調査に進む旨通知。 ・2026年4月、韓国から食品衛生に関する質問票を接受。 ・2026年5月、日本側から食品衛生に関する回答書を提出。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、韓国側からの追加の質問等があれば速やかに対応 ・農水省及び厚労省は、韓国側からの現地調査を受け入れ、輸出条件の設定、衛生証明書に合意後、輸出要綱を制定予定。 ・農水省及び厚労省は、在外公館等と連携しつつ、働きかけを実施。						41.3億円 (2018年香港向け牛肉輸出実績) (韓国の名目GDPは香港の約4倍)	農林水産大臣 厚生労働大臣
10	韓国	牛乳・発酵乳等の許容品目への追加	・韓国へ輸出可能な牛乳・乳製品の品目の追加には、輸入衛生評価が必要。 ・2025年4月、韓国へ現行輸出できない飲用牛乳、発酵乳等について協議を要請。 ・2025年7月、韓国側から質問票が接到。 ・2026年3月、質問票への回答を提出。	農水省及び厚労省は、韓国側から追加の質問等あれば速やかに対応。						1億円(香港向けヨーグルトの2024年輸出実績1.27億円と同程度)	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
11	タイ	玄米の輸出解禁	日本から提出した検疫措置案を踏まえてタイ側で検討中。 (一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会が協議を要望。)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						1. 8億円 (720トン)	農林水産大臣
12	タイ	すだちの輸出解禁	日本から提出した情報を基にタイ側で病害虫リスク評価を検討中。 (徳島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 04億円	農林水産大臣
13	タイ	かんきつの輸出における検疫条件の緩和 (生産園地での害虫調査の条件緩和、輸出可能時期の拡大)	日本から提出した情報を基に検疫条件の変更について協議中。 ・生産園地での害虫調査の条件緩和 (三重県、愛媛県、福岡県及び和歌山県が協議を要望) ・輸出可能時期の拡大 (三重県が協議を要望)	農水省は、検討に必要な技術的情報の準備が整い次第、タイに対して速やかに情報提供する。 農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認する。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 08億円程度	農林水産大臣
14	タイ	青果物残留農薬検査のルールの改正	・2024年9月にタイ保健省食品医薬品局 (FDA) が実施したバブコメに対し、意見提出を実施。 ・タイ側改正措置案の定義等を明確化するため、タイに対して質問状を介して内容の確認を実施。	農水省は、 輸出支援プラットフォームと連携しつつ、改正措置の施行時期や内容について情報収集を実施。 農水省は、 改正措置の施行前に、輸出支援PF等と連携し、収集した情報の事業者周知を実施。 タイ 農業検査 新ルール 施行						青果物等の輸出実績 (2024年) 31億円	農林水産大臣
15	タイ	メロンの輸出における検疫条件の緩和 (査察制への移行)	タイ側検査官との合同輸出検査から年1回の査察制への移行を要請中。 (茨城県、静岡県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・タイに対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・タイ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0. 24億円	農林水産大臣
16	中国	原発事故に伴い、 ・10都県の全ての食品（新潟県産米を除く）の輸入停止 ・その他道府県の放射性物質検査証明書を要求等	モニタリング調査結果や原発事故からの復興状況の発信をしながら中国側に対して輸入規制の撤廃等を働きかけ。 <経緯> ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入規制措置は科学的根拠に基づかないものであるとして早期撤廃を働きかけ。 ・2025年6月29日、中国政府が日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる旨の公告を発出。 ・2025年10月、韓国における日中首脳会談において、高市総理大臣から習近平国家主席に対して、日本産水産物の輸入の円滑化を働きかけるとともに、10都県産の農水産物など残された輸入規制撤廃の早期実現に向けて、関連協議の促進を求めた。 ・引き続き、中国側に対して、輸出の円滑化を働きかけていくとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。	【対応方針】 各省庁において、残された規制の撤廃に向け、引き続き以下の対応を行う。 ・農水省は、厚労省、財務省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。						486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2019年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
17	中国	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	2025年6月29日、中国政府が日本の一部地域の水産物の輸入解禁に関する公告を発出。同年7月11日、一部の日本側輸出関連施設の再登録が完了。 <経緯> ・外務省、経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入規制措置は科学的根拠に基づかないものであるとして早期撤廃を働きかけ。 ・2024年9月20日、日中両政府は、「日中間の共有された認識」を発表し、中国側は、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングを実施後、科学的証拠に基づき、規制措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させることとなった。 ・2025年6月29日、中国政府が日本の一部地域の水産物の輸入を回復させる旨の公告を発出。 ・2025年10月、韓国における日中首脳会談において、高市総理大臣から習近平国家主席に対して、日本産水産物の輸入の円滑化を働きかけるとともに、10都県産の農水産物など残された輸入規制撤廃の早期実現に向けて、関連協議の促進を求めた。 ・引き続き、中国側に対して、輸出の円滑化を働きかけていくとともに、残された10都県産の水産物の輸入規制の撤廃等を強く求めていく。 ・2026年7月現在、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、2024年10月、2025年2月、4月、6月、9月及び12月、2026年2月、5月、6月、7月、IAEA関係者及び中国を含む参加国の分析機関の専門家による試料の採取が実施された。	【対応方針】 ・ALPS処理水の海洋放出前に登録がなされていた施設に対しては、関係当局から再登録の手続きについて個別に案内を送付。 ・あわせて、説明会やホームページ等を活用しながら、ストロンチウム・トリチウムの検査も含めて周知・案内していく。 ・農水省・厚労省は、再登録手続や放射性物質検査の体制を整備するなど、迅速かつ円滑な輸出の再開に向けて、官民一体となつて取り組んでいく。 ・2024年9月に日中両政府で発表した「日中間の共有された認識」をしっかりと実施していくことが重要であり、引き続き、農水省、外務省は、中国政府に対し日本側輸出関連施設の速やかな再登録を含め、日本産水産物の対中輸出の円滑化を働きかける。 ・農水省、厚労省は、再登録申請のあった施設を遅滞なく取りまとめ、中国側に申請する。						836億円 (※) の内数 (※2022年中国向け水産物(食用)輸出額)	農林水産大臣 外務大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
18	中国	牛肉の輸出再開	・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2019年12月、中国側によるBSE、口蹄疫に関する解禁令の公告。 ・2024年11月、日中首脳会談において、石破総理から、日本産牛肉の輸入再開、精米の輸入拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認。 ・2024年12月、日中外相会談において、両外相は、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を確認。 ・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相会談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致するとともに、日中動物衛生検疫協定についても、早期発効に向けて意思疎通を継続することで一致。 ・2025年7月、日中動物衛生検疫協定が発効。 ・2025年10月、韓国における日中首脳会談において、高市総理大臣から、日本産牛肉の輸入再開と10都県産の農水産物など残された輸入規制撤廃の早期実現に向けて、関連協議の促進を求めた。	【対応方針】 ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、首相・外相をはじめあらゆるレベルで働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、農相をはじめ可能な限りハイレベルで、中国向けの輸出解禁に向けて協議の実施を働きかける。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出解禁に向けて協議を実施。 <参考> 日本産牛肉の輸出再開に当たり今後必要なステップ： 1. 中国側による我が国の食品安全システムの評価 2. 牛肉に係る輸出条件の設定 3. 輸出施設の認定・登録						41.3億円 (2018年香港向け牛肉輸出実績、中国の名目GDPは香港の約35倍)	外務大臣 農林水産大臣 厚生労働大臣
19	中国	鶏肉の輸出再開	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2025年7月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2025年7月、日中動物衛生検疫協定が発効。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出再開に向けて協議を実施。						11.4億円 (2018年香港向け鶏肉輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
20	中国	鶏卵の輸出再開	・2004年1月、日本で高病原性鳥インフルエンザが発生。中国は輸入を禁止。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2025年7月、高病原性鳥インフルエンザの清浄性回復を中国に報告し、関連資料を送付。 ・2025年7月、日中動物衛生検疫協定が発効。	【対応方針】 ・農水省は、高病原性鳥インフルエンザに対する中国側の輸入禁止令解除のため、中国側と協議。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出再開に向けて協議を実施。						15.2億円 (2018年香港向け鶏卵輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
21	中国	乳・乳製品の輸出再開	・輸出には、放射性物質検査証明書の検査項目の合意が必要。 ・2019年11月、G20外務大臣会合の機会に両国間で日中動物衛生検疫協定に署名。 ・2025年7月、日中動物衛生検疫協定が発効。	【対応方針】 ・農水省等は、原発事故に伴う食品輸入規制の撤廃に向けて働きかけ。 ・厚労省及び農水省は、中国向けの輸出再開に向けて協議を実施。						25.5億円 (2018年香港向け牛乳乳製品輸出額)	農林水産大臣 厚生労働大臣
22	中国	精米工場及びくん蒸倉庫の追加指定	・2008年5月に輸出解禁。精米工場1か所、くん蒸倉庫2か所が指定。2018年5月に精米工場2か所及びくん蒸倉庫5か所が追加指定。 (その後、くん蒸倉庫2か所は老朽化のため取り壊し。現在、精米工場3か所及びくん蒸倉庫5か所が指定。) ・2024年11月、日中首脳会談において、石破総理から、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を求め、両首脳は、意思疎通を継続していくことを確認。 ・2024年12月、日中外相会談において、両外相は、日本産牛肉の輸出再開、精米の輸出拡大に係る当局間協議の早期再開を確認。 ・2025年1月、江藤農林水産大臣によるハイレベルでの会談において、日中首脳会談、外相会談の成果を実施に移すため、双方が努力を継続することで一致。 ・2025年3月、岩屋外務大臣と王毅外交部長による日中ハイレベル経済対話において、日本産牛肉の輸入再開・精米の輸入拡大を改めて求めた。	【対応方針】 ・外務省は、関係省庁とも緊密に連携し、首相・外相をはじめあらゆるレベルで働きかけを実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、農相をはじめ可能な限りハイレベルで、更なる追加指定に向け、検査条件の一部変更について中国側に協議の実施を働きかける。						20億円(5,000トン)	外務大臣 農林水産大臣
23	中国	ぶどうの輸出解禁	・中国側で輸出解禁条件について検討中。 (山梨県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・中国に対して検討状況等の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・中国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.16億円	農林水産大臣
24	中国	新規魚種登録等	・中国に水産物を輸出する場合、事前の魚種登録が必要。 ・2021年9月に質問票へ回答済、先方からの返答待ち。	農水省は、中国側に検討状況を確認しつつ、継続協議。						8億円（新規登録希望魚種の輸出見込み数量と2020年中国向け輸出単価から推計）	農林水産大臣
25	中国	ペットフードの輸出解禁	中国側の専門家による現地調査の実施を調整中。	【対応方針】 ・農水省は、中国側に対して現地調査の早期実施を促す。						2億円	農林水産大臣
26	中国 台湾	フグの輸出解禁（フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない）	・民間フグ団体等から、中国、香港、台湾への輸出の要望を受け、厚労省、農水省及び外務省が、輸入解禁を働きかけている。 ・現状は以下のとおり。 【台湾】2023年11月に台湾側の書類審査が完了し、2024年9月に現地査察を実施。技術的な協議を継続中。 【中国】日本側で新規魚種登録を検討中。 (※なお、香港は、香港側からフグの安全な消費の観点からフグを輸入する準備ができていないとの回答があったため、中国、台湾への働きかけを優先。)	台湾については、現地査察の結果を踏まえ、台湾側で審査後、2025年11月の台湾側からの補足情報の提供依頼に対し2026年1月に回答済み。 中国については、状況を注視しつつ、必要な情報を提供。						0.2億円（シンガポールへの平均的なフグの輸出量（筋肉のみ）を基に推計）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
27	台湾	新たな規制に対応する水産物の衛生証明書の発行体制の整備	・2022年7月、台湾が、2024年1月1日以降、台湾に輸入されるすべての動物性水産物に施設認定及び衛生証明書を求める旨をSPS通報（現行は貝類に衛生証明書が求められているのみ）。併せて、新規制に円滑に移行するため、台湾に水産食品の輸出実績がある施設のリストの提供を要請。 ・2022年末より、台湾向け水産食品の輸出実績がある施設リスト等を、台湾側からの求めに応じ順次提出。 ・2023年4、10、11月、事業者向け説明会を開催。 ・2023年11月、新規制に係る要綱案を作成し農水省HPに掲載。 ・2023年12月、台湾が新規制の施行を延期する旨をSPS通報（施行日は未定）。 ・2024年8月～9月、台湾側が、我が国の水産物の安全管理体制を評価するためのシステム査察の一環として現地査察を実施。 ・現地査察の結果を踏まえて台湾側で評価中。	農水省は、 ・新規制施行日を踏まえて要綱を制定。 ・台湾向け水産食品の輸出実績がある施設リスト等の更新版を台湾側に順次提出。						-	農林水産大臣
28	台湾	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用	・2021年12月、台湾が高病原性鳥インフルエンザの地域主義適用に関する規則（質問票を含む）を施行。 ・2022年7月、質問票への回答を提出。 ・2022年11月に追加質問あり、同年12月に回答提出。 ・2023年3月に台湾が、2024年6月までの時限的措置として「輸出前28日間に高病原性鳥インフルエンザの発生がない農場からの鶏卵及び液卵の輸入を受け入れる」旨公表。 ・2023年11月に追加質問があり、同年12月に回答提出。 ・2024年4月に専門家による技術的な評価が終了したとのこと。 ・2025年6月に台湾から追加質問があり、同月に回答を送付。	【対応方針】 ・農水省は、速やかに地域主義が適用されるよう協議を実施。						-	農林水産大臣
29	台湾	トマトの輸出解禁	日本から提出した情報を基に台湾側で病害虫リスク評価を実施中。 （熊本県が協議を要望）	農水省は、 ・台湾に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・台湾側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
30	台湾	りんご、なし、もも、すももの輸出における検査条件の緩和 （台湾側輸入検査でモモシンクイガが発見された場合の輸入停止措置を発生品目ごと（品目別）とする）	台湾側で検査条件の変更案について検討中。 （山梨県、鳥取県及び（一社）日本青果物輸出促進協議会が協議を要望）	農水省は、 ・台湾に対して検討状況の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・台湾から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						3.5億円	農林水産大臣
31	台湾	台湾向け鶏肉及び鶏肉加工品の輸出解禁	・台湾向け鶏肉及び鶏肉加工品の輸出解禁には、高病原性鳥インフルエンザ及びニューカッスル病の清浄国認定、質問票への回答提出、現地査察、衛生条件等の輸入条件の合意が必要。 ・現在、清浄国認定及び質問票の回答に向け準備中。	農水省は、清浄国認定に係る質問に回答する。 農水省及び厚労省は、速やかに台湾に対して鶏肉及び鶏肉加工品の輸出解禁に向け台湾側から求められている質問に回答し、協議を実施する。						5.2億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
32	フィリピン	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、フィリピンに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手。 ・2025年9月、質問票に対する回答をフィリピン側に提出。	農水省及び厚労省は、フィリピン側から追加の質問等あれば速やかに対応。						1.4億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
33	フィリピン	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 （山梨県が協議を要望）	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
34	フィリピン	ももの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 （山梨県が協議を要望）	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
35	フィリピン	かんしょの輸出解禁	日本から提出した情報を基にフィリピン側で病害虫リスク評価を実施中。 （茨城県が協議を要望）	農水省は、 ・フィリピンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・フィリピン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.18億円	農林水産大臣
36	ブルネイ	牛肉の輸出解禁	・解禁には、国及びと畜施設による質問票（ANNEX1及びANNEX2）への回答提出後、机上審査及び実地検査を受け、ブルネイ側と輸入条件に合意する必要。 ・2024年10月、質問票に対する回答をブルネイ側に提出。 ・2025年5月、ブルネイ側からANNEX1に係る質問が接到。 ・2025年11月、ブルネイ側にANNEX1に係る質問について回答。 ・2025年12月、ANNEX1の審査が完了したとの連絡を受け、日ブルネイ・オンライン会議の実施。 ・2026年2月、宗教省でANNEX2の審査開始。	ブルネイによる机上審査後、実地検査に向けて日程等を調整						0.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
37	ベトナム	ぶどうの輸出解禁	ベトナム側でリスク管理措置について検討中。 （山梨県及び岡山県が協議を要望）	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク管理措置の検討の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.23億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
38	ベトナム	ものの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県、福島県、山梨県、和歌山県及び岡山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.05億円	農林水産大臣
39	ベトナム	かきの輸出解禁	日本から提出した情報を基にベトナム側で病害虫リスク評価を実施中。 (山形県及び和歌山県が協議を要望)	農水省は、 ・ベトナムに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ベトナム側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.02億円	農林水産大臣
40	香港	原発事故に伴い、 ・福島県産野菜・果物等の輸入停止 ・4県産野菜・果実等に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し香港にモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省や外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・復興庁は、原発事故からの復興状況の発信を引き続き行いつつ、機会を捉えて働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
41	香港	ALPS処理水放出に伴う10都県産水産物等の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。 ・2025年5月29日、宮路外務副大臣から丘應樺香港特別行政区商務経済發展局長官に対し、香港による日本産食品に対する輸入規制の早期撤廃について強く要請。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。						498億円（※）の内数（※2022年香港向け水産物（食用）輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
42	香港	高病原性鳥インフルエンザに関する地域主義の適用単位（都道府県＞市町村）の縮小	・地域主義の適用単位を縮小するための輸出条件等について協議中。	【対応方針】 農水省は、引き続き輸出条件等に関する協議を行う。						15億円	農林水産大臣
43	マカオ	原発事故に伴い、 ・福島県の野菜・果物・乳製品等の輸入停止等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携しマカオにモニタリング調査結果等を示し、復興庁による原発事故からの復興状況の発信と併せ、輸入規制の撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・農水省は、厚労省、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
44	マカオ	ALPS処理水放出に伴う10都県産の生鮮食品、動物性食品、海塩、海藻の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を働きかけ。	【対応方針】 ・外務省は、様々な外交機会におけるハイレベルでの働きかけ及び在外公館等も活用した働きかけを実施。 ・経産省は、外務省等と連携しつつ、あらゆる機会において、働きかけを行うとともに、国際会議等において、丁寧な情報発信を実施。 ・農水省は、外務省等と連携しつつ、科学的根拠に基づき、働きかけを実施。						61億円（※）の内数（※2022年マカオ向け農林水産物輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
45	豪州	さけ科魚類の輸出解禁	・現在、豪州向けさけ科魚類（豪州側の規定によりアユを含む。）は疾病への懸念から一部（加熱済さけ科製品及び加熱済アユ）を除いて輸出できない。 ・2024年10月に現地査察を実施。その後、技術的な協議を継続中。 ・輸出解禁まで、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を継続。	農水省は、シロサケ及びアユに関する疾病発生状況調査を実施。 農水省は、現地査察の結果を踏まえ、豪州側で審査後、追加情報の提出要請等があれば速やかに対応。 また、豪州側からの指摘等を踏まえ輸出に向けた体制を検討。						0.6億円	農林水産大臣
46	豪州	ものの輸出解禁	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク評価を実施中。 (福島県が協議を要望)	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク評価の検討状況を適宜確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.03億円	農林水産大臣
47	豪州	りんごの輸出における検疫条件の緩和 （臭化メチルくん蒸の撤廃）	日本から提出した情報を基に豪州側で病害虫リスク管理措置を検討中。 （岩手県が協議を要望）	農水省は、 ・豪州に対して病害虫リスク管理措置の検討状況を適宜確認し、早期の回答を促す。 ・豪州側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.03億円	農林水産大臣
48	ニュージーランド	日本産鶏卵製品解禁及び粉卵輸出条件の改定協議	・2024年12月頃にNZ側に輸出条件の改定協議の申入れを連絡。（NZ側としては、現行で使用されている粉卵輸出条件を改定する形での対応で良いとのこと） ・2025年7月、質問票への回答を提出。 ・2026年3月、NZ側による現地調査を実施済み。	農水省及び厚労省は、輸出条件、証明書様式に関する協議を実施。						2億円	農林水産大臣
49	米国	ゆず等のかんきつ類の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 （和歌山県、徳島県、愛媛県、高知県及び鹿児島県が協議を要望）	農水省は、 ・米国に対して病害虫リスク管理措置の検討状況を適宜確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.22億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
50	米国	だいこんの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.4億円	農林水産大臣
51	米国	キャベツの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.5億円	農林水産大臣
52	米国	さくらの切り枝の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側でリスク管理措置を検討中。 (山形県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク管理措置の検討状況を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.12億円	農林水産大臣
53	米国	かんしょの輸出解禁	日本側から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県、徳島県及び鹿児島県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						17.2億円	農林水産大臣
54	米国	クロマツ盆栽の輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (香川県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.7億円	農林水産大臣
55	米国	りんごの輸出における検疫条件の緩和 (臭化メチルくん蒸の撤廃)	日本側でリスク管理措置の検討に必要な情報を準備中。 (岩手県が協議を要望)	農水省は、米国側から要請のあったリスク管理措置の検討について、必要な情報の準備が整い次第速やかに対応。						0.03億円	農林水産大臣
56	米国	牛肉の低関税枠の利用	・米国の牛肉低関税輸入枠（4.4セント/kg）について、米英合意（2025年5月）に基づき、複数国向け枠のうち13,000トンが英国向けに設定され、複数国枠は52,005トンに減少。本年の低関税枠は米国時間1月6日に全量消化（過去最速）となり、適用税率が従価税26.4%に移行。 ・米国の貿易政策動向及び各国との協議状況を注視しつつ、機会を捉え、低関税枠の運用改善に向けた米国への働きかけを行う。	農水省は、日本産牛肉の低関税での輸出について、米国側へ働きかけ。						牛肉の米国向け輸出目標（可能性）： 2030年：236億円 牛肉の米国向け輸出実績： 2025年：154億円 2024年：135億円 2023年：93億円 2022年：91億円 2021年：103億円 2020年：42億	農林水産大臣
57	米国	ぶどうの輸出解禁	日本から提出した情報を基に米国側で病害虫リスク評価を実施中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、 ・米国に対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・米国側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.2億円	農林水産大臣
58	米国	米国向け牛肉加工品（ローストビーフ含む）の輸出解禁	・米国向け牛肉加工品の輸出解禁には、衛生条件等の輸入条件の合意が必要。 ・現在、衛生条件等について情報収集を行う等、輸出解禁要請に向け準備中。	農水省及び厚労省は、速やかに米国に対して牛肉加工品の輸出解禁要請を行い、輸出解禁に向けた協議を実施する。						3.8億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
59	カナダ	いちごの輸出解禁	日本側から提出した情報を基にカナダ側で病害虫リスク評価を実施中。 (茨城県が協議を要望)	農水省は、 ・カナダに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・カナダ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.06億円	農林水産大臣
60	メキシコ	ストック種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側でリスク管理措置を検討中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク管理措置の検討の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.4億円程度	農林水産大臣
61	メキシコ	トルコギキョウ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側でリスク管理措置を検討中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク管理措置の検討の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.6億円程度	農林水産大臣
62	メキシコ	キャベツ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (（一社）日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						4.8億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
63	メキシコ	ハクサイ種子の輸出解禁	日本から提出した情報を基にメキシコ側で病害虫リスク評価を実施中。 (一社) 日本種苗協会が協議を要望)	農水省は、 ・メキシコに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・メキシコ側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.2億円	農林水産大臣
64	メキシコ	日本産牛肉の施設認定権限の委譲	＜施設認定権限の移行＞ ・2022年12月にメキシコ側より施設認定権限の移行に関する質問票を受け受。 ・2023年1月にメキシコ側に質問票の回答を送付したところ、同年5月にメキシコ側より追加質問を受け受。 ・2023年11月にメキシコ側に追加質問への回答を送付。 ・2024年6月にメキシコ側より追加質問を受け受。 ・2025年8月にメキシコ側に追加質問への回答を送付。	厚労省は、メキシコ側からの追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						－	厚生労働大臣
65	パラグアイ	牛肉の輸出解禁	・2019年5月に質問票を受け受し、2020年8月に回答。 ・2021年1月に、パラグアイ側よりリスク評価終了について連絡。 ・現在、輸出条件・証明書様式等について協議中。	【対応方針】 ・厚労省及び農水省は、輸出条件の設定、証明書様式に関する協議完了後、輸出要綱を作成・公表。						0.01億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
66	ブラジル	蒸留酒のメチルアルコール濃度規制への対応	・ブラジルでは、ブラジル農牧供給省訓令により蒸留酒が満たすべき基準（無水アルコール換算で20mg/100ml未満）を設定している。芋焼酎に含まれるメチルアルコール濃度は同基準値を超過しているため、芋焼酎をブラジルに輸出できない。 ・2019年以降、ブラジル側からの焼酎の製造方法や関係法令等の情報提供依頼に応じたとともに、規制緩和を求めるレターの発出、日伯農業食料官民合同ビジネスミッションや各種面会での規制緩和の要請を行ってきた。 ・結果、2025年11月にブラジル農務省より、メタノール含有量に関する飲料の基準の更新について、2026年に取り組むとの意向が示された。 ・あわせて、ブラジルにおける焼酎の定義が、日本の定義と異なるため、ブラジルの焼酎の定義の改正を求めてきた結果、日本側が求めてきた定義案が担当省庁にて認められ、2025年11月 焼酎の定義改正を含む政令が公布（焼酎に関する条文は即日施行）された。	財務省等は、迅速な改正がなされるよう、日伯農業・食料対話などを通じてブラジル側に、引き続き働きかけを行っていく。						0.08億円 焼酎のブラジル向け輸出額： 2025年0.02億円 2024年0.03億円 2023年0.06億円	財務大臣
67	ペルー	精米の輸出解禁	現地視察の内容を踏まえ、ペルー側でリスク管理措置を検討中。 (株) 百美市場が協議を要望。)	農水省は、 ・ペルーに対して現地視察の結果を踏まえた検討の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ペルー側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.04億円	農林水産大臣
68	EU	国内で普及している添加物（クテナシ青）の使用に安全性の認可が必要	・認可申請者（事業者）だけで安全性試験・評価を行うのは技術的に困難。 ・認可申請者、厚労省（当時、現消費者庁）、農水省で3者協議を開催。効率的な事業遂行について協議実施。 ・2023年3月に欧州食品安全機関（EFSA）申請済。EFSAからの追加質問に対応中。	・農水省は、必要に応じ事業者への支援、技術的指導を実施。 ・事業者は、EUの審査過程での指摘等に対して、認可に向けた対応を実施。 ・農水省及び事業者は、認可を受けた場合、国内の食品製造者等へ広く周知し、クテナシ青を使用した加工食品の輸出拡大を図る。						49億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計） 加工食品のEU向け輸出額： 2019年：247億円 2018年：222億円 2017年：207億円	農林水産大臣 財務大臣
69	EU	混合食品に使用する米国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設で製造され、衛生要件に適合することを証明する衛生証明書が必要	・2024年12月、米国側に衛生証明書の協議を要請。その後、機会を捉えて働きかけを実施。 ・現在、米国側の回答待ち。	農水省は、EU向け混合食品に使用する動物性加工済原料を輸入する際に、EU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する証明書が発行されるよう、動物性加工済原料のうち、乳製品及び卵製品の主要な輸入先国である米国と協議。						3億円 加工食品のEU向け輸出額： 2024年424億円 2025年434億円	農林水産大臣
70	EU、英国等	輸出先国におけるGI保護制度の状況等を調査し、戦略的に各国との相互保護の仕組み作り等の交渉を推進	・EU及び英国とのEPAに基づくGIの追加指定による相互保護の取組を実施。 ・日英・EPAにおいては、2024年12月に2回目の追加指定手続きを完了したところ。 ・EUとの相互保護については、4回目の追加に係る指定前の公示を行ない2025年12月に学識経験者委員会開催済みであり、公文の法制局審査の準備を進めているところ。 ・タイ及びベトナムとのGI申請の試行的事業を実施済（日タイ間：日本側6産品／タイ側3産品登録、日ベトナム間：日本側3産品／ベトナム側2産品登録）	農水省、財務省及び外務省は、EU及び英国とのEPAにおいて、双方が利益を得られる取組となるよう、輸出実績又は輸出意向のあるGI産品を中心に追加指定に向けた協議を実施。EUについては、両国が満足できる方法により追加保護を予定。英国については、2026年以降の相互保護対象の追加に関する働きかけを行う。 農水省は、タイに申請中の我が国GI産品の登録を働きかけるとともに、GI制度について意見交換を行い、我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。 農水省は、ベトナムに申請中の我が国GI産品の登録を働きかけるとともに、GI制度について意見交換を行い、我が国GI産品の一層の輸出促進を図る。						－	農林水産大臣 財務大臣 外務大臣
71	ウクライナ	牛肉の輸出解禁	・2021年12月、二国間協議開始。その後、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、作業を停止。 ・2024年、在ウクライナ大使館や事業者から引き続き輸出希望があることを確認。 ・2025年1月、ウクライナ側より輸出要件に関する口上書を受け受。 ・2025年12月、日本から輸出要件に関する質問票を送付。 ・2026年1月、ウクライナ側より回答書簡を受け受。 ・2026年3月、証明事項の検討 ・2026年5月、証明事項について在ウクライナ大使館へ確認 ・現在、衛生証明書様式等について調整中。	【対応方針】 ・農水省及び厚労省は、ウクライナ向けの輸出解禁に向けて協議を実施。						0.3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
72	ウズベキスタン	キウイフルーツの苗木の輸出解禁	日本から提出した情報を基にウズベキスタン側で病害虫リスク評価を実施中。 (福岡県が協議を要望)	農水省は、 ・ウズベキスタンに対してリスク評価の進捗を定期的に確認し、早期の回答を促す。 ・ウズベキスタン側から追加情報の提出要請があれば速やかに対応。						0.01億円	農林水産大臣
73	ロシア	原発事故に伴い、一部の都道府県の水産物以外の食品を対象に放射性物質検査証明書を要求等	農水省を中心に厚労省、外務省等が連携し、様々な機会を捉え検査証明書添付義務の徹底を働きかけ。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）	農林水産大臣 厚生労働大臣 財務大臣 外務大臣 復興大臣 経済産業大臣
74	ロシア	ALPS処理水放出に伴う日本産水産物の輸入停止	・経産省を中心に、ALPS処理水の海洋放出について改めて安全性を説明。 ・外務省、農水省、経産省等の関係省庁が連携し、中国等一部の国・地域による輸入停止措置は科学的根拠に基づかないものであるとして撤廃を強く求めていく。 ＜追加的モニタリング＞ ・2024年9月、IAEAとの間で、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、IAEAの枠組みの下での現行のモニタリングが拡充されることで一致。 ・2026年7月9日に、IAEA関係者及びロシアを含む第三国分析機関関係者が来日し、第10回目の追加的モニタリングとして、試料の採取等が実施された。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						2.8億円（※）の内数（※2022年ロシア向け水産物輸出額）	外務大臣 経済産業大臣 農林水産大臣
75	ロシア	家きん肉・卵の輸出解禁	・2017年6月に現地調査を受け入れ、当該調査の最終報告書の提示待ち。 ・2019年5月及び2020年7月、農水省は、日露農業関係次官級対話において、ロシア側に報告書の提出を要請。 ・2019年5月、厚労省及び農水省は、書簡により、ロシア側に報告書を要求。 ・2019年9月以降、追加質問を複数回接受し、これに回答。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						（家きん肉） 0.01億円 （鶏卵） 0.02億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
76	ロシア	牛肉の輸出施設の追加及び認定権限の委譲（日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定）	・2015年2月に輸出解禁（2施設）。 ・2019年2月に輸出認定申請施設のうち、2施設がロシア側に追加認定されたところであり、現在、8施設が認定申請中。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						3億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
77	ロシア	輸出水産食品施設登録の再開及びロシア側施設リストの修正	・ロシアに水産食品を輸出する場合、輸出国の施設登録が義務付けられている。一方で、ロシア側の規則変更により、現在、既存登録施設からの輸出のみが可能であり、新規の施設登録は止まっているため、新規施設登録の再開に向けた協議が必要。 ・ロシア側から提示された新規登録希望施設に関する質問票は既に回答済み。また、ロシア側の施設登録リストについて、ロシア側が追記した品目種別の一部に日本側の実態と異なるものがあり、内容の修正が必要（一部施設は修正済み）。 ・2021年4月、現在実施している南米の国の検査終了後、監査を行う用意があるとロシア側から回答あり。 ・2021年12月、施設登録リストの修正を依頼。 ・2023年10月以降、ロシアはALPS処理水の海洋放出に伴い我が国水産物の輸入を停止。	【対応方針】 ・ロシアによるウクライナ侵略を受けて、今後の対応について検討中。						5億円 ロシア向け水産物輸出額： 2023年：3.2億円 2022年：2.8億円 2021年：9.0億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
78	UAE	鶏卵の輸出解禁	・2023年6月、UAEに対し輸出解禁要請を実施。 ・2024年6月、質問票を入手 ・2025年3月、質問票の回答送付 ・2025年9月、追加質問を接受 ・2025年12月、追加質問の回答送付	農水省は、UAE側から追加の質問等あれば速やかに対応。						3億円	農林水産大臣

Ⅱ 輸出を円滑化するための対応

II 輸出を円滑化するための対応

1 施設認定

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
79	シンガポール、台湾、マレーシア等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 (株)SEミート宮崎(宮崎県) (2024年1月施設整備完了) (UAE：2026年1月認定済、インドネシア：2026年2月認定済)	【対応方針】 厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(マレーシア)2026年8月申請予定						6.45億円	農林水産大臣 厚生労働大臣
80	シンガポール、タイ	豚肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 日本フードバックカー(株)道南工場(北海道) (2024年1月施設整備完了)	【対応方針】 厚労省は、シンガポール及びタイ向けの申請について、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ施設認定。 (参考)事業者の計画：(シンガポール、タイ)2026年7月申請、2026年9月認定取得希望						0.2億円 (各国向け輸出予定額の合計)	厚生労働大臣
81	シンガポール、台湾、EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)H・I(福岡県) (2024年11月施設整備完了)	【対応方針】 厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2026年10月申請、2026年11月認定取得希望						2030年6月期：0.4億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
82	シンガポール、台湾、香港、米国等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 大阪市中央卸売市場南港市場(大阪府) ・2023年3月、2024年11月、2025年11月に5者協議を実施。 ・2023年12月 部分肉加工業者を決定。 (2027年度以降新牛肉処理施設稼働予定) (2028年度以降施設整備完了予定)	事業者が2027年度以降の新牛肉処理施設稼働後、早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議(※)を実施する等、技術支援を実施。 ※5者協議：輸出施設の整備検討の段階から農水省主催で厚労省(本省、地方局)、都道府県等(本庁、食肉衛生検査所ノ保健所)、事業者が施設整備、衛生管理、人材育成等について早期の認定取得が可能となるよう協議(以下同じ。)						米国：0.4億円 その他(国・地域)：29.6億円 (事業者からの聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
83	シンガポール、台湾、EU	食肉製品製造施設の認定が必要	【認定申請に向け審査中】 (株)クイックス(福岡県) (2022年3月施設整備完了) (2025年9月に申請受理)	【対応方針】 厚労省は、現地調査の結果を事業者に通知、事業者から改善報告が提出され次第、内容の確認を行い問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(EU)2026年9月認定取得希望 (シンガポール)2026年9月認定取得希望 (台湾)2026年9月認定取得希望						2027年3月期：1億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
84	シンガポール、台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)八里山食肉センター(沖縄県) (2026年3月施設整備完了予定) (2027年2月施設整備完了予定)	【対応方針】 厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(台湾)2027年3月申請予定、2027年5月認定取得希望 (シンガポール)2027年8月申請予定、2027年10月認定取得希望						2029年3月期：0.3億円	厚生労働大臣 農林水産大臣
85	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設準備中】 IHミートバックカー(株)(青森県) (2024年3月施設整備完了) (米国、EU、香港は2025年5月認定済み、台湾は同年9月に認定済み)	【対応方針】 厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2026年10月に認定取得希望						シンガポール：0.5億円 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣
86	台湾	豚肉製品製造施設の認定が必要	日本ハム北海道ファクトリー(株)旭川工場(北海道) (シンガポールは、2024年4月認定済み)	【対応方針】 厚労省及び農水省は、台湾による現地査察に対応。台湾が承認した場合は、厚労省は輸出豚肉製品取扱施設として認定。 (参考)事業者の計画：2026年12月認定取得希望						-	厚生労働大臣 農林水産大臣
87	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	【厚労省にて審査中】 (株)山形ミートランド第二工場(山形県)	【対応方針】 厚労省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2026年1月申請済、2026年8月に認定取得希望						2028年2月期：0.59億円	厚生労働大臣
88	台湾、香港、米国、EU等	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)北海道和牛マスター(北海道) (施設整備完了予定：2026年度) 2023年10月に5者協議を実施	厚労省及び農水省は、竣工後早期に申請できるよう、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。						38億円(各国向け輸出額の合計)	農林水産大臣 厚生労働大臣
89	香港、EU	牛肉処理施設の認定が必要	【認定申請に向け準備中】 佐賀県食肉センター(佐賀県) (2023年3月施設整備完了) (米園は2023年12月、タイは2024年7月、シンガポールは2025年5月、台湾は2025年6月に認定済)	【対応方針】 厚労省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、書類審査及び現地調査を実施し、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：(香港)2025年11月申請済、2026年2月香港への承認申請済 (EU)2026年度中						米国：0.3億円程度 EU：0.06億円程度 (事業者への聞き取り)	厚生労働大臣 農林水産大臣
90	米国	牛肉処理施設の認定が必要	認定申請に向け準備中 ・香川県畜産公社(香川県) ・2025年10月に5者協議を実施。 (2031年竣工予定)	事業者が2031年の竣工後早期に申請できるよう、農水省及び厚労省は、必要に応じ5者協議を実施する等、技術支援を実施。						3.1億円/年	農林水産大臣 厚生労働大臣
91	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)ショクシン(大阪府)	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考)事業者の計画：2026年4月に申請済み、2026年6月に認定取得希望						2028年3月期：36億円	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
92	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)海幸（鹿児島県）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年7月に申請済み、2026年10月に認定取得希望						2025年12月期：0.48億円	農林水産大臣
93	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 (株)やまた水産食品（鹿児島県）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定品目の追加を認定。 (参考) 事業者の計画：2026年申請予定、2027年認定取得希望						2029年3月期：0.14億円	農林水産大臣
94	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 マルスイ小樽マリン（株）（北海道）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2027年1月申請予定、2027年3月認定取得希望						2031年3月期：2.05億円	農林水産大臣
95	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (有)横田水産（北海道）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年中申請予定、2027年5月認定取得希望						2031年2月期：0.75億円	農林水産大臣
96	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【認定申請準備中】 石原水産（株）（静岡県）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年12月申請予定、2027年3月認定取得希望						2029年12月期：0.7億円	農林水産大臣
97	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 丸啓産節（株）（静岡県）	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年中に申請予定、2026年度中に取得予定（米国）						2029年10月期：1.14億円	農林水産大臣
98	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)まるか食品（広島県） (2027年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 登録認定機関は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2027年1月申請予定、2027年3月認定取得予定						2032年2月期：1.0億円	農林水産大臣
99	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請に向け施設整備中】 (株)海千（福岡県） (2027年3月施設整備完了予定)	【対応方針】 登録認定機関及び農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2027年9月申請予定、2027年12月認定取得予定						2032年3月期：1.2億円	農林水産大臣
100	EU	牛乳乳製品の施設の認定が必要	【申請準備中】 ・EU向け牛乳乳製品の輸出は、EUの求める条件に適合した施設の認定が必要。現在、商業輸出のみならず、EUにて開催されるチーズの国際コンテストへの出品を志向する事業者が存在している。 (EUで行われるチーズの国際コンテストへ出品する際にも施設認定等のEUの求める条件を満たすことが必要。) ・農事組合法人共闘学舎新得農場ほか1施設が申請準備中。	農水省及び厚労省は、農水省の支援事業を活用した事業者や輸出を志向する事業者に対し、5者協議の実施等施設認定に向けた取組をフォロー。						0.1億円程度	厚生労働大臣 農林水産大臣
101	EU	水産食品加工施設の認定及び認定品目の追加が必要	【農水省にて審査中】 松岡水産（株）（千葉県） ・同社は、2026年3月に申請書を提出。2026年4月に指摘リストを送付。書類審査の改善報告を受け、2026年7月に現地調査実施済み。現在、施設の改善報告待ち。	【対応方針】 農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年中に申請、2027年中に認定取得希望						2026年12月期：0.8億円	農林水産大臣
102	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【認定申請準備中】 (株)カン喜（山口県）	【対応方針】 農水省は、事業者から申請書が提出され次第審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2028年4月申請予定、2028年中認定取得予定						2028年3月期：1.8億円	農林水産大臣
103	EU	水産食品加工施設の認定が必要	【農水省にて審査中】 熊本県海水養殖漁業協同組合（熊本県） ・同組合は、2019年12月に申請書を提出し、2020年1月及び2021年9月に2度のスクリーニング機関による現地調査を実施。2021年10月に確認申請書が農水省に提出され、2021年12月及び2023年5月に2度の農水省による現地調査を行い、2025年12月に改善報告が提出されたことから、2026年2月に改善状況確認のための現地調査を再実施。2026年3月に改善報告及び修正した書類が提出されたことにより認定審査委員会に語ったが、書類に関して意見があったことから、現在、施設の改善報告待ち。	【対応方針】 農水省は、事業者から提出された申請書の審査を行い、問題がなければ認定。 (参考) 事業者の計画：2026年度中に認定取得希望						2026年6月以降：1.28億円	農林水産大臣

注：本項目における認定とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条における適合施設の認定をいう。

II 輸出を円滑化するための対応

2. その他

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣		
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降				
104	インドネシア	ハラール認証完全義務化への対応	・2019年10月、インドネシアは、ハラール認証の義務化（原則ハラール又はノンハラール表示をする必要）を目的とするハラール製品保証法（2014年法律第33号）を施行。 ・外国の飲食品等にかかるハラール認証義務について、最大で2026年10月18日まで延期することを決定。 ・2024年10月、JETROジャカルタ主催「インドネシア・ハラール認証制度セミナー」を実施。 ・2025年2月、JETROジャカルタのHPにより、①ハラールラベルの規格に関する情報、②ハラール認証表示義務化の現状について周知するとともに、農水省HPにも同周知のリンクを掲載。 ・適宜、講演を通じてハラール認証義務化を周知。	ハラール認証の完全義務化の実施に際して、輸出に支障が生じないように、農水省は、在外公館、JETRO、ハラール関係団体及び輸出関係者との連携により、ハラール製品保証実施に関する政府規則（2024年政府規則第42号）等にかかる課題等を精査し、インドネシアへの働きかけや輸出関係者等への周知等を実施。				在外公館、JETRO、ハラール関係団体及び輸出関係者との連携により、輸出への影響の有無についてフォローアップ。		－	農林水産大臣		
105	米国	殻付き二枚貝の輸出には国家員類衛生プログラムの承認が必要であり、水域のモニタリングが必要	・輸出国は米国と同等の国家員類衛生プログラムを策定し米国側に申請・承認されることが必要。 ・同プログラムが承認されるためには、 1. 米国向け輸出を目指す二枚貝が、十分な期間にわたって日本版員類衛生プログラムに基づき生産された実績があり、 2. 米国FDAのプログラム審査のための現地調査時に、実際の生産が同プログラムに即して行われていることが確認できると 等が必要であることが判明。 ・2020年7月、農水省及び厚労省は、プログラム案を米国へ提出するとともに、米国に対して追加的な情報の照会を実施。 ・2021年3～9月、日本版員類衛生プログラムについて説明及び日米両国の質問事項等に関して議論を実施。 ・2021年12月、米国からの指摘を受け、修正を行った日本版員類衛生プログラムについて関係都道府県に説明。 ・米国が日本版員類衛生プログラムを審査しているところ。本プログラムの承認に向けて、米国と協議しており、FDAからの追加質問や資料要求に対応中。	農水省及び厚労省は、米国側に対し日本の貝類衛生プログラムの概要を説明するとともに、米国からの質問等に対応。				米国による現地調査を含む審査。 都道府県等によるモニタリングの実施が必要。		0.5億円程度（活ガキの輸出実績がある国々への平均的な輸出額と同程度）	農林水産大臣 厚生労働大臣		
農水省及び厚労省は、提出したプログラム案に沿って、日本国内の輸出手続きを定めた要綱を作成。													
農水省は、輸出に前向きな事業者のいる都道府県から順次海域指定及びモニタリング等プログラムの実施に向けた支援を開始。 ・米国側の審査状況を見つつ、プログラムに沿った運用開始を支援。													
都道府県によるプログラム策定に必要なデータの収集・整理が必要。													
農水省及び厚労省は、都道府県によるモニタリング実施体制構築を支援。													
106	米国	輸出養殖ブリの薬剤残留基準の設定	・日本国内で養殖ブリに使用されている水産用医薬品（アンピシリン、エリスロマイシン）は、米国では魚類のインポートトレランス（輸入製品に関する残留基準値）が設定されておらず、米国向け輸出拡大に支障。 ・農水省は、事業者を支援し、2020年10月にアンピシリンのインポートトレランス設定を米国側へ申請。2025年9月に米国FDAがアンピシリンの残留基準値を設定。 ・農水省は、事業者を支援し、2022年10月にエリスロマイシンのインポートトレランス設定を申請。現在米国側で審査中。	農水省は、エリスロマイシンのインポートトレランス申請について、米国側からの追加書類提出の要求に対応。 ・米国側から指摘があれば対応。						2030年：359億円 ブリの米国向け輸出額： 2025年：284億円 2024年：229億円 2023年：243億円	農林水産大臣		
107	米国	水産物の輸出に係る海産ほ乳類保護法（MMPA）への対応	・2021年11月末、農水省は、輸出実績のある又は輸出見込みのある魚種に係る漁業種類について同索性審査を申請。 ・2025年8月29日、米国から審査中だった我が国漁業に対し、すべて同索性認定が得られたと通知（認定の有効期間は2029年12月31日まで）。これより、規則施行以降も輸出時に新たな証明書等の添付は不要。 ・2026年1月以降、米国は海産ほ乳類保護法（MMPA）の実施規則に基づき、米国と同等の混獲削減措置を導入していない漁業由来の水産物の輸入を禁止する措置を導入。 ・米国は、第三国で漁獲された水産物を原料とする水産加工品とする国（中継国）の認定・通知・調整を2026年前半に行うと予告していたものの、現時点では中継国認定等は行われていない。	農水省は、第三国で漁獲された水産物を原料とする水産加工品とする国（中継国）の認定・通知・調整を2026年前半に行うと予告していたものの、現時点では中継国認定等は行われていない。		農水省は、第三国で漁獲された水産物を原料とする水産加工品とする国（中継国）の認定・通知・調整を2026年前半に行うと予告。 - 農水省は、米国側の検討状況を踏まえ、証明書発行体制を検討。 - 規則上米国に申請していない漁業は輸出ができないことから、必要に応じて新規に申請を実施。				水産加工品を含む、水産製品の輸出時に必要な証明書の発給体制の構築 ・必要に応じて新規漁業の申請を実施		900億円程度 水産物の米国向け輸出額： 2025年827億円 2024年741億円 2023年613億円	農林水産大臣
108	EU	容器包装及び包装廃棄物に係る規則への対応	・容器包装のリサイクルやリユースの促進や包装廃棄物を減少させることを目的とした容器包装及び包装廃棄物に係るEU規則が2025年2月11日に発効。 ・今後策定される下位規則において、リサイクル可能性の評価方法やリサイクル材含有率の計算方法等の詳細が規定され、主な要件は2030年から適用される見込み。 ・農水省はEU規則に関する情報収集及び国内関係事業者への情報提供を行うとともに、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。	農水省は、今後採択予定の下位規則の検討状況、代替包材の開発状況等を情報収集し、国内食品関係事業者に向け説明会やHP等を通じて情報提供。 ・農水省は、リサイクル可能性評価、リサイクル材含有率の計算方法等に係る下位規則について、関係省庁と連携しながら、措置の透明性の向上及び十分な移行期間の確保につきEU関係当局に働きかけを実施。						－	農林水産大臣		
109	インド、韓国、シンガポール、中国、台湾、ベトナム、マレーシア、ニュージーランド、メキシコ、EU等	一元的な輸出に関する証明書発給システムの再構築	農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。	農水省は、輸出証明書発給の更なる利便性向上を図るため、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、システム再構築に係る開発を推進。受け入れ可能な輸出先国・地域への電子データによる輸出証明書提出を含め、2027年2月の稼働開始を予定。						－	農林水産大臣		

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
110	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、ニュージーランド、EU等	電子媒体による輸出証明書の発行が可能となるよう国・地域へ働きかけが必要	我が国のほとんどの輸出証明書は、発行機関の印章が押印又は印刷され、直筆署名が行われた紙媒体により発行されている。 これまで、台湾向け貝類、インドネシア、ベトナム及びメキシコ向け水産食品の衛生証明書、香港向け放射性物質検査証明書等、豪州向けかきの原産地証明書、インド向け水産食品の衛生証明書、養殖水産動物用飼料・飼料用魚粉の衛生証明書及び食品のNON-GM証明書については、電子媒体により発行されている。	農水省は、電子媒体で輸出証明書の発行が可能となるように、即日発行が必要な証明書から優先的に、輸出先国、地域へ働きかけ。						—	農林水産大臣
111	アジア、オセアニア、北米、EU	輸出向け青果物及び茶に係る残留農薬基準の設定	・農水省が輸出先国等と交渉を行っているが、日本で一般的に使用されている農薬について。 1. 輸出先国等において、残留農薬基準が設定されておらず、日本産青果物及び茶の輸出に支障。（当該農薬について、Codex基準もない場合には、日本より著しく厳しい基準値が設定され、輸出に支障が生ずる場合がある。） 2. 輸出先国等において、日本より著しく厳しい基準値が設定され、日本産青果物及び茶の輸出に支障。 ・青果物は、2025年度末までに支援対象とした105件のうち、台湾、米国、カナダに対し87件のインポートトレランス（以下、IT。）申請を実施し、台湾で48件、米国で4件、カナダで1件、計53件の基準値が設定されている。 ・茶は、2025年度末までに支援対象とした30件のうち、米国、EU・Codexに対し23件のIT申請を実施し、米国で13件、EU・Codexで5件、計18件の基準値が設定・承認されている。	農水省は、事業者による輸出先国等への基準値設定の申請を実施。また、輸出先国等に対して基準値の早期設定及び著しく厳しい基準値の見直しを働きかけ。						20.4億円（インポートトレランス申請先への輸出可能性額）	農林水産大臣
				<青果物> ・2026年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 ・2027年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。							
				<茶> ・2026年度選定剤の申請に必要な作物残留試験等を実施。 ・2027年度の申請に向けた要望調査を実施し、申請に取り組む剤及び対象国等の候補を選定。							

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

Ⅲ 事業者・産地への支援に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
112	米国、香港、インドネシア、タイ	輸出先国・地域における支援の実施	・農林水産物・食品の安全性及び魅力の効果的な発信のためには、①現地法令・輸入規制に関する情報収集、②現地政府への効果的な働きかけに関する助言、③現地における人脈形成支援が重要。 ・令和8年度は、4公館（在香港総、在ロサンゼルス総、在インドネシア大、在タイ大）に農林水産物・食品輸出アドバイザーを設置。	外務省は、対象公館（令和8年度は在香港総、在ロサンゼルス総、在インドネシア大、在タイ大）に設置した農林水産物・食品輸出促進アドバイザーを活用し、現地法令・輸入規制に関する情報提供、現地政府への働きかけに関する助言、人脈形成支援を受けつつ、日本産農林水産物・食品の輸出拡大に向けて取り組む。						-	外務大臣 農林水産大臣
113	各国・地域共通	効率的な輸物流の構築及び輸出コストの低減のための取組の実施	・農水省及び国交省は、2021年4月に開催された「効率的な輸物流の構築に関する意見交換会」で整理された7つの「取り組むべき事項」を踏まえ、国内陸上輸送の短縮のための地方港湾・空港の活用、そのために必要な物流拠点の整備・活用などを推進。 ・農水省・国交省は連携して、これまで「産直港湾」に認定した、清水港、堺泉北港、志布志港に続き、令和7年3月には、新たに十勝港を「産直港湾」として認定。 ・農水省では、輸物流構築に向けたモデル実証を引き続き実施、課題の抽出や取り組むべき事項を整理。 ・将来にわたって安定的に輸出し、国内の生産基盤の維持を図るためには、特定の輸出先国・地域への依存から脱却し、輸出先を多角化しながら、海外市場での販路の開拓を行うだけでなく、これに対応した輸出サプライチェーンの確立に向け、基幹ルートの機能強化や地方港湾等の活用促進など効率的な輸物流の構築に取り組むことが必要。	農水省及び国交省は、「特定農林水産物・食品輸出促進港湾形成事業」を活用し、コールドチェーンの確保のために必要な施設等の整備を支援。 農林水産省は、「食品等物流合理化緊急対策事業」のうちの「輸物流構築事業」により、最適な輸送ルートや集荷・保管体制の構築や、地方港湾・空港等を活用した輸物流の構築のための支援を行う。						-	農林水産大臣 国土交通大臣
114	各国・地域共通	輸出先国の規制に対応する食品添加物への転換支援	（食品添加物） ・輸出先国の規制に対応する食品添加物等への転換の支援を検討（加工食品の国際標準化）。GFP加工食品部会の中の食品添加物分科会にて、事業者からの要望の高かった添加物について、順次、早見表を作成して、転換を支援。 ・2022年度の着色料、2023年度の乳化剤、調味料、甘味料、2024年度の保存料、酸化防止剤、酸味料に続き、2025年度は、増粘安定剤の早見表を作成・公開。 ・2026年度は、コーデックス規格の情報を追加予定。	米国、EU、中国等10の輸出先国・地域に加え、コーデックス規格の規制情報（使用の可否、用途・使用量等の使用基準、成分規格など）を調査。 ・調査データとりまとめ。 ・早見表システムの仕様を検討・構築し、データ投入。 ・早見表として公表後、研修会開催。						-	農林水産大臣
115	各国・地域共通	知的財産の海外展開に向けた国内の体制整備	・知的財産のうち植物品種について、戦略的に海外ライセンスを行い、新たな稼ぎとするとともに、我が国からの農産物の輸出環境を守るためには、国内において、種苗の流出を防ぐ厳格な管理体制を整備する必要。 ・2025年6月に有識者検討会による中間報告を公表し、2025年7月に優良品種の保護・活用の指針を策定した。 ・育成者権の保護を強化するための「種苗法の一部を改正する法律」が、第221回特別国会において成立（2026年7月17日）し、育成者権の存続期間の延長等については、公布日に施行（2026年7月24日）。 優良品種について、海外での無断栽培を抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、専門性のある育成者権管理機関が立ち上がったところ。（2026年7月17日輸出・国際局長認定）。	「種苗法の一部を改正する法律」が、第221回特別国会において成立（2026年7月17日）し、育成者権の存続期間の延長等については、公布日に施行。 ・海外でも法的保護を受け得るよう、海外での育成者権と商標の取得を支援。 ・種苗法の一部改正による、品種登録出願中の出願品種の種苗等の輸出の差止めに係る制度の創設、登録品種の輸出目的保管の制限、登録品種の名称に係る推定規定の創設、損害額の推定規定の見直し等の措置については、2026年12月1日の全面施行に向けて準備中。 ・早期の事業化に向け、育成者権管理機関による以下の取組を支援。 ① 国内における苗木普及と流出防止に向けた管理 ② 輸出と競合しない形での海外ライセンスに向けた交渉						-	農林水産大臣
116	各国・地域共通	品目別の輸出拡大に向けた技術的な課題解決への対応	【ニーズの把握】 地域における研究開発ニーズを取りまとめ、研究課題等の具体化の参考とするため、各地方で開催する「地域研究・普及連絡会議」等において収集した輸出拡大に向けた技術的課題を踏まえ、2026年4月に課題を更新。 【技術開発の実施】 国の実施する事業により、当該課題の解決に資する研究を実施。	農水省は、 ・輸出事業者等との意見交換を通じて、技術的な課題の把握を実施。 ・「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、「地域研究・普及連絡会議」等において、輸出拡大に向けた技術的課題の更なる収集を行い、輸出拡大に向けた技術的課題について整理し、2027年4月に公表予定。 ・把握した輸出拡大に向けた技術的課題については、食料安全保障の確保やみどりの食料システム戦略の実現等に向けた技術的課題も踏まえ、研究課題化の優先順位・実現可能性を検討。 ・研究課題化されたものについては、①各県公設試験等技術紹介、②品目団体との勉強会、③記者発表や対外的なセミナー、メルマガ等への掲載機会等を活用し、開発成果の普及に取り組む。 ・令和7年度補正予算「生産性の抜本的な向上を加速化する革新的新品種開発」において、輸出の促進に資する水稲、大麦、茶、果樹等の品種開発を実施するとともに、令和7年度補正予算「農林水産物・食品の輸出促進のうち輸出拡大に向けたニーズや付加価値の高い農産物の栽培・加工技術等の開発」において、輸出重点品目（かんしょ、いちご、茶）について、輸出先国の規制やニーズに対応した栽培・加工技術や、長距離輸送に対応した技術の開発を実施。引き続き、輸出拡大に向けて取り組む。						-	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
117	各国・地域共通	海外日本食料理人の人材育成	農林水産物・食品の輸出促進を図るため、海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信の担い手となる外国人日本食料理人を育成する。また、これまで本事業で育成してきた外国人日本食料理人のネットワーク形成を図ることにより、これらの者が日本食や日本産食材について継続的に学び、その魅力を海外の消費者に自発的に伝えることを促す。	【対応方針】 海外において日本食・食文化及び日本産品の魅力発信の担い手となる外国人日本食料理人を育成するために、以下の事業を実施。 <2026度事業> 以下の補助事業を実施する。 ・日本食・食文化普及・人材育成支援（海外の外国人日本食料理人の招へい等） ・日本料理の調理技能認定推進支援 ・日本料理コンテスト等による魅力発信支援 ・海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣 ・海外における外国人日本食料理人等のネットワーク構築						-	農林水産大臣
118	各国・地域共通	コンテンツを活用した海外需要創出	食品産業がコンテンツを積極的に活用し、海外需要創出に取り組むことを促進するため、既存の顕彰制度と連携した、日本食海外普及コラボ特別賞を創設するとともに、食×コンテンツ事業を企画できる人材の育成セミナーを実施する。	事業実施主体による日本海外普及コラボ特別賞の実施 ライセンス実務基礎講習会やそれに係るフォローアップ相談会、アワード報告会兼事例共有会などセミナーの実施						-	農林水産大臣 経済産業大臣

IV 食品産業の海外展開の推進に関する対応

Ⅳ 食品産業の海外展開の推進に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
119	英国	食品衛生規則に即した常温保存期間の延長に向けた取組	・ ロンドンでは、食品衛生規則により、常温保存できない食品は、8℃以上を逸脱してから4時間以内、63℃以上を逸脱してから2時間以内の販売が義務付けられている。 ・ 現地のおにぎり事業者から常温保存期間（販売期間）の延長につき、要望があった。	「令和7年度輸出先国・地域における日本産農林水産物・食品の規制等への対応の強化委託事業」を活用し、英国におけるおにぎり販売の業界向けガイダンスを作成する。						-	農林水産大臣
120	各国・地域共通	グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会を通じた食品関連事業者の海外ビジネス展開の促進	・ 食品産業の海外展開については、海外事業に係る一般的なリスクに加え、諸外国の食品衛生に係る企画・基準等の規制も存在するため食関連企業をメンバーとしたGFVC推進官民協議会等を通じて民間ビジネスの促進のサポートすることが求められている。 ・ GFVC推進官民協議会（民間企業・団体等約1000社が会員）において、セミナーの開催やミッションの派遣による情報とマッチングの機会を提供するほか、令和8年度より協議会事務局として事業者への伴走支援を実施。 ・ これらの活動に会員企業のニーズをよりの確に反映させるための方策について、会員企業代表の参集を得たアドバイザリーボード会合で討議。	我が国食品関連事業者の海外展開に有望な市場へのビジネスミッション派遣 7月：ベトナムミッション、9月：マレーシアミッション						-	農林水産大臣
				グローバル・フードバリューチェーン（GFVC）推進官民協議会による情報提供及び交流の場の提供 ・ 令和8年度第1回全国セミナーを9月に開催 ・ 令和8年度、人材育成・発掘部会及び新事業創出部会の二つの部会を設置し、海外におけるコールドチェーンの構築などテーマ別の取組を深化 ・ 令和8年度、GFVC協議会事務局として重点国における海外展開戦略を策定 ・ 令和8年度、GFVC協議会事務局として外食業に関する業種別ガイドラインを作成 ・ 令和8年度より、GFVC協議会事務局として事業者への伴走支援を実施						-	
				会員代表企業からなるアドバイザリーボードにおける今後の協議会の活動・運営の充実に向けた議論 ・ 令和8年度第2回アドバイザリーボード会合を10月に開催						-	
121	各国・地域共通	海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組	・ 海外でのコールドチェーンを確保するため、日本式コールドチェーン物流サービスの標準化を推進。 ・ 2026年4月にマレーシアと物流政策対話（課長級）を実施。	国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、国際標準化された日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及促進を図る。2026年度中にインドネシア、フィリピンでワークショップを開催予定。						-	国土交通大臣

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

V インバウンドによる食関連消費の拡大に関する対応

No	対象国・地域	対象となる事項	現状	対応スケジュール						輸出可能性	担当大臣
				令和8年7月	8月	9月	10月	11月	12月以降		
122	各国・地域共通	訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファン開拓に向けた取組	輸出重点品目とされている清酒、ウイスキー、本格焼酎・泡盛の輸出額目標の達成のためには認知度向上に係る取組を加速させる必要があるところ、2024年12月に「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことも追い風に、日本産酒類について訪日外国人を含めた新たなファンを開拓するための取組体制を整備。	訪日外国人を含めた日本産酒類の新たなファンを開拓するための取組（補助金による酒蔵自体の観光化や酒蔵ツーリズムプラン策定の取組支援等）						-	財務大臣
123	米国・豪州 等	コンテンツを活用した食関連消費拡大	日本食・食文化の魅力を対外的に効果的に伝え、ブランド価値向上につなげるため、海外での食関連コンテンツ（日本食チャンネル）の海外での配信拡大を支援する。	広告付き無料ストリーミングTV（FAST）内に開設した日本食チャンネルの普及支援等						-	農林水産大臣

(参考1) 今回新たに対応済みとなった項目 (13項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
1	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	伊藤ハム米久フーズ(株)六甲工場(兵庫県) 厚労省は2026年3月に認定。	2026年3月	—	厚生労働大臣
2	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)エマック(千葉県) 登録認定機関は2026年5月に認定。	2026年5月	2029年12月期:4.2億円	農林水産大臣
3	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)兆星(千葉県) 登録認定機関は2026年6月に認定。	2026年6月	2030年4月期:1.1億円	農林水産大臣
4	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)島水(鹿児島県) 登録認定機関は2026年3月に認定。	2026年3月	2027年9月期:12.3億円	農林水産大臣
5	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルニ北海道フーズ(北海道) 厚労省は2026年4月に認定。	2026年4月	4億円程度	厚生労働大臣
6	ブラジル	牛肉処理施設の認定が必要	①飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会 ②和牛マスター食肉センター ③(株)阿久根食肉流通センター及びスターゼンミートプロセッサー(株)阿久根工場 厚労省は2026年6月に、ブラジル当局に認定された施設の情報を掲載。	2026年6月	0.4億円程度	厚生労働大臣
7	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)新海屋(宮崎県) 農水省は2026年3月に認定。	2026年3月	2026年3月:0.14億円(認定取得予定品目)	農林水産大臣
8	EU	水産食品加工施設の認定が必要	九州製氷(株)CSC香椎(福岡県) 厚労省は2026年4月に認定。	2026年4月	—	厚生労働大臣
9	EU	輸出向け原料に使用する生乳生産農場はブルセラ症・牛結核の検査が必要	2022年8月にW0AHコードに基づく本疾病の清浄化を達成したことから、牛由来乳製品の原料乳由来牛における全頭検査を不要とするようEU当局と協議。2026年3月、EU側より清浄国の要件が示され、要件への適否は輸出国当局が判断してほしいとの回答を受けた。当該要件に照らすと日本は清浄国と言えるため、今後は全頭検査は不要と判断した。	2026年3月	0.1億円 (輸出の前提となる衛生条件)	農林水産大臣
10	各国・地域共通	地域の中小加工食品の事業者の輸出体制の構築	全ての都道府県において加工食品クラスターの組成が完了。	2026年3月	—	農林水産大臣
11	各国・地域共通	育成者権管理機関の設立	優良品種について、海外での無断栽培を抑止しつつ、海外からの稼ぎにつなげていくため、専門性のある育成者権管理機関を立ち上げ、事業を開始(2026年7月17日輸出・国際局長認定)。	2026年7月	—	農林水産大臣
12	各国・地域共通	輸出拡大に向けたGIの活用状況分析	達成目標としていた輸出拡大に向けたGI登録生産者団体の意向や優良事例の把握・整理が完了した	2026年3月	—	農林水産大臣

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	対応済み年月	輸出可能性	担当大臣
13	各国・地域共通	インバウンド消費拡大に向けたGIの活用状況分析	達成目標としていたインバウンド消費拡大に向けたGI登録生産者団体の意向や優良事例の把握・整理が完了した。	2026年3月	—	農林水産大臣 国土交通大臣

注：前回（2026年3月19日）の実行計画変更時までに、対応済みとなった項目（370項目）

(参考2) 前回までに対応済みとなったもの(370項目)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
1	インド	りんごの輸出解禁	2022年3月に輸出解禁済み。	1億円
2	インド	食品のNON—GM証明書	2022年3月に証明書様式に合意、農水省においてNON—GM証明書を発行するべく体制を構築、4月に取扱要綱(案)を公表済み。	1億円
3	インド	食品への必要事項の記載方法(ステッカー貼付禁止)	日本からインドへ輸出される食品は、その商品に英語又はヒンディ語で必要事項を記載することを原則としているところ、要件に該当する事業者に対して、規制に対応可能な製造ラインの整備等の支援を行うとともに、一部記載事項をステッカー貼付等により対応することについて在インド大使館等を通じて、インド食品安全基準庁(FSSAI)と個別に相談を行う体制となった。	3.5億円 (加工食品の対インド輸出額:2020年6.7億円、2019年4.4億円)
4	インド	輸入時に賞味期限までの残存期間が60%(又は3か月のいずれか短い期間)以上が必要という輸入規制の緩和	インド商工省が、輸入食品に対し、製造年月日から賞味期限までの期間のうち、インド輸入時に残存期間が60%(又は3か月のいずれか短い期間)以上必要という規制(60%残存ルール)を設けているが、今後問題が発生した場合、在インド大使館等を通じてインド商工省と個別に相談を行う体制となった。	3~5億円
5	インド	清酒の輸入にISO17025認証取得検査機関が発行する分析証明書が必要	日本には該当機関がなく実質輸入停止となっていたが、2022年6月、通関時に一定の書類を提出することで暫定的に日本酒の輸入が可能となった。	0.1億円程度
6	インド	醤油の規格見直し	改正規格の早期施行と特別措置の実施承認について要請し、特別措置が認められ、2021年1月、特別措置枠で輸出された商品のインド側での輸入通関手続きも完了した。	0.2億円程度
7	インドネシア	インドネシア向け鮮魚輸出にかかる衛生証明書の即日発行の体制整備	2021年1月7日、インドネシア政府は輸出水産物のうち、空輸される鮮魚についても衛生証明書を要求。輸出当日の朝に鮮魚を買付け、同日午前の航空便で輸出する現在の商流に対応するため、インドネシア政府とPDF形式の衛生証明書の発行及び確認方法について協議するとともに、衛生証明書の即日発行体制を整備。2021年1月29日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	1.2億円程度
8	インドネシア	インドネシア向け観賞魚(鯉及び金魚)輸出にかかる地方自治体の衛生証明書の発行	2021年2月、インドネシア政府から要求のあった観賞魚輸出にかかる地方自治体の衛生証明書発行機関に関する情報(連絡先等)を提供するとともに、衛生証明書の発行及び確認方法について協議。2021年3月1日、インドネシア政府より日本の提案を受け入れる旨の連絡。	2.6億円程度
9	インドネシア	米の輸入許可手続きの停滞	2021年1月、輸入事業者に対し商業省からジャポニカ米の輸入許可が下りたことを確認。	0.3億円 (対インドネシア輸出額 2020年0.03億円、2019年0.25億円)
10	インドネシア	原発事故に伴い、 ・7県(宮城、山形、茨城、栃木、新潟、山梨、長野)産の牛乳・乳製品、食肉及びその製品、穀物、生鮮果実、生鮮野菜に放射性物質検査報告書またはインドネシアにて全ロット検査を要求等	2022年7月26日に規制撤廃。	486億円(※)の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年~2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
11	インドネシア	4品目（かんきつ、柿、いちご、メロン）の輸出可能品目への追加登録	・日本からインドネシアに商業輸出可能な植物由来生鮮食品はインドネシア農業大臣令に規定されている17品目。 ・これに品目を追加登録するためには過去（2016年以前）の輸出実績データ等を添えて品目追加申請を行い、インドネシア当局の認可が必要。 ・輸出実績データ等を添えて当該4品目のインドネシア農業大臣令への追加に向けて協議を重ねた結果、日本からの要請に基づきインドネシア当局によるPRA（病害虫リスク分析）の実施が必要との回答。	0.07億円 （4品目の直近（2016年）の輸出額：いちご252万円、メロン24万円 、生鮮果実6品目計（ぶどう、メロン、梨、さくらんぼ、桃、いちご）1250万円）
12	インドネシア	動物性製品の輸出のための輸入推薦状の取得	乳製品の質問票様式とともに、動物性製品輸出のためのインドネシア政府による輸入推薦状の取得に関わる推薦基準や、事業者のための問い合わせ先を農水省HPに掲載済み。（2023年6月）	-
13	インドネシア	日本産りんごの生産国認定の延長認定	2024年5月7日付で、2027年5月6日までの延長認定を取得。	-
14	インドネシア	残留農薬等検査機関の登録更新及び新規登録	2025年6月30日、2025年インドネシア検疫庁長官令第2314号（日本産植物由来生鮮食品の安全管理のための検査機関登録に係る決定について）の施行により、登録検査機関が更新された。	米 0.2億円、梨 0.2億円、桃 0.1億円 （2023年輸出実績） ※2023年に輸出実績有の品目は、対象16品目のうち上記3品目のみ。
15	インドネシア	牛肉輸入割当ゼロ通知による日本産牛肉輸入への影響	2025年6月から7月にかけて、インドネシア国家食料庁から牛肉輸入割当を申請した全輸入事業者に対し輸入数量が割り当てられたのち、在尼大から日本産牛肉輸入事業者に対して、輸入への影響がなくなったことを確認。 ※引き続き、国家商品バランス制度については、在インドネシア大使館等とも連携し、監視を続ける。	（2024年実績） 448百万円
16	インドネシア	牛肉処理施設の認定が必要	（株）SEミート宮崎（宮崎県）自治体は2025年1月に認定し、厚労省からインドネシアへ2025年3月に通知し、インドネシアにより2026年2月に認定。	-
17	韓国	畜産加工品（食肉加工品、乳加工品及び卵加工品）の輸出には衛生証明書が必要	・2021年9月までに証明書様式と発行体制について韓国側と合意。 ・農水省及び厚労省は、2021年12月28日に取扱要綱を改正、2022年1月1日より証明書発行開始。 取り下げ：まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。	1.8億円程度
18	韓国	豚肉の輸出解禁	・2010年4月、口蹄疫の発生に伴い、韓国は日本からの豚肉の輸入を停止。（輸出再開に向け要請を継続） ・2018年9月、豚熱発生について韓国政府に報告。	1.2億円程度
19	シンガポール	豚肉加工品は生産施設のHACCP認定が必要	2018年10月に現地調査を受け入れ。 2019年3月に衛生証明書様式案をシンガポール側に提示。 2019年5月、農水省及び厚労省は、シンガポールと衛生証明書様式について合意。 2019年5月31日、輸出要綱公表。	0.25億円程度
20	シンガポール	牛肉・牛肉製品、豚肉・豚肉製品の施設認定権限がシンガポール側にある	・現地調査を受け入れ、牛肉・牛肉加工品、豚肉・豚肉加工品については、日本側が認定権限を取得。 ・2019年5月31日、牛肉、豚肉及びこれらの製品の施設認定権限の日本への移譲、衛生証明書様式の変更に合意。	2018年シンガポール向け輸出実績：（牛肉）15.8億円 （豚肉）1.2億円
21	シンガポール	家きん肉の解禁協議	・厚労省及び農水省は、2019年5月中に輸出要綱を公表。 ・家きん肉及び家きん肉製品、卵製品について衛生証明書様式の策定。	0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
22	シンガポール	食鳥のと体の洗浄基準が国内向けとの基準と矛盾	・国内については、100ppm～150ppmの次亜塩素酸ナトリウムによりと体を浸漬して洗浄するが多いが、シンガポールは50ppm以下で噴霧のみの使用を認めている。 ・シンガポールより、2019年6月に50ppm以下の次亜塩素酸ナトリウムの浸漬での使用を認める連絡。 ・厚労省は、7月2日付けの対シンガポール輸出食肉等に係るQAにより周知（輸出要綱も改正（8月中））。	0.01億円程度
23	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	（株）ミートランド（秋田県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2019年5月に認定。	0.2億円程度
24	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	（株）越谷食肉センター（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年3月に認定。	0.2億円程度
25	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	県北食肉センター協業組合（埼玉県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年8月に認定。	0.2億円程度
26	シンガポール	食肉加工品への外国産原料の使用	シンガポール向け食肉加工品の原料肉は国産に限られており、外国産が使用できない。 ・2019年7月、外国産原料の使用についてシンガポールに要請。 ・2020年1月、シンガポールより外国産原料の使用を認める旨の回答あり。 ・2020年9月、要綱改正。	1.8億円 （2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績）
27	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、大分県、宮城県が認定に係る申請書をシンガポールに提出し2019年3月に承認済み。 2019年6月にシンガポール側から衛生証明書様式に合意するとの連絡があった。	4件、0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）
28	シンガポール	活ガキの輸出には衛生プログラムの認定が必要	三重県産の活ガキが2018年12月に衛生プログラムの認定を受け輸出可能となったことを受け、広島県、福岡県が認定に係る申請書をシンガポール側に提出。（シンガポール向け輸出水産食品の取扱要綱に沿って対応）	4件、0.4億円（三重県の輸出目標額1千万円/年から推計）
29	シンガポール	水産物のビブリオ・フルビアリスに関する規制明確化	・2020年4月、輸出業者から、「シンガポール向けに輸出した冷凍カキからビブリオ・フルビアリス（Vibrio fluvialis：下痢、嘔吐、腹痛等の食中毒症状をもたらす細菌）が検出され、輸入差止めに遭った。」との連絡があったが、当該細菌のシンガポール側基準値が明らかとされていないため、シンガポール側に照会。 ・シンガポール側からの回答により、検査方法及び基準値が明らかとなったことから、2020年11月に農林水産物・食品輸出本部のHPに情報を掲載し、関係事業者等に周知。	1億円 （冷凍カキの対シンガポール輸出額：2019年1億円、2018年0.5億円）
30	シンガポール	牛肉処理施設の認定が必要	（株）にし阿波ビーフ シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2020年10月に認定。	0.36億円程度 （事業者への聞き取り）
31	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	（株）いわちく（岩手県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2021年3月に認定。	0.2億円程度
32	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） シンガポール側リストに掲載後、厚労省は2022年4月に認定。	0.1億円程度
33	シンガポール	原発事故に伴い、 ・福島県産林産物・水産物、福島県の一部市町村産の全食品に放射性物質検査報告書を要求等	2021年5月、シンガポール政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
34	シンガポール	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
35	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	(株)北海道畜産公社早来工場(北海道) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年4月に認定。	0.2億円程度
36	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	日進畜産工業株式会社(埼玉県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年1月に認定。	0.035億円程度 (事業者への聞き取り)
37	シンガポール、台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)熊本中央食肉センター(熊本県) 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年8月に認定。	2026年3月期：1.15億円
38	シンガポール	フグの輸出解禁(フグの輸出はほとんどの国・地域で認められていない)	国内体制及び手続きを整備(2022年7月13日要綱改正、8月31日適用)。 8月31日に筋肉以外の養殖ふぐの可食部位を輸出解禁済。	0.2億円程度(シンガポールへの平均的なふぐの輸出量(筋肉のみ)を基に推計)
39	シンガポール	豚肉処理施設の認定が必要	西日本ベストバッカー(株)(鹿児島県) 厚労省は、2023年10月に認定済み。	0.5億円
40	シンガポール	豚肉製品製造施設の認定が必要	日本ハム北海道ファクトリー(株)旭川工場(北海道) 厚労省は、2024年4月認定済み。	-
41	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品(株)和泉工場(大阪府) 厚労省は、2024年9月認定済み。	0.05億円程度
42	シンガポール	豚肉製品製造施設の認定が必要	味の素冷凍食品(株)四国工場(香川県) 厚労省は、2024年8月認定済み。	-
43	シンガポール	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品(株)本社堺工場(大阪府) 厚労省は、2025年1月に認定済み。	2025年12月期：2.51億円 (各国向け全品目の輸出予定額)
44	シンガポール	鶏卵及び鶏卵製品の施設認定権限の委譲	2025年12月に鶏卵製品の要綱、2026年2月に鶏卵の要綱をそれぞれ改正し、日本側での認定手続の整備が完了。	鶏卵 0.02億円
45	タイ	EPAの原産地証明書の効率化・簡素化	・経産省は、生鮮品についての1申請時提出書類の統一化・簡素化、2再輸出時の提出資料免除、3出荷前の原産品審査の改善措置を含む通知を2019年7月に日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口へ改善措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	-
46	タイ	豚肉の解禁協議	・2019年7月23日に輸出検疫条件及び証明書様式についてタイ側と合意し、8月8日に輸出要綱を策定。	0.01億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
47	タイ	豚肉処理施設のHACCP認定が必要	・ 随時認定済み。	0.01億円程度
48	タイ	2019年8月から、青果物の選果・梱包施設は衛生基準を満たした証明書が必要	民間の食品安全マネジメント協会（JFSM）とその認証を受けた監査会社、一部の都道府県及び国は、必要な証明書の発行体制を整備済み。	3.3億円（対タイ野菜・果物全体輸出額（2018年：12.8億円、2017年：8.9億円）から推計）
49	タイ	かんきつ類の条件変更（査察制への移行）	2020年5月17日付けで、条件変更（日本産かんきつ類の査察制への移行が実現。	0.26億円（対タイ輸出額：2018年0.31億円、2017年0.17億円）
50	タイ	食品用プラスチック容器包装の品質及び規格の改正	・ 2022年6月、タイFDAは、食品プラスチック容器包装の品質及び規格を新たに規定した保健省告示第435号を施行。3年間の猶予期間の後、2025年6月18日に完全施行予定。 ・ 2025年3月、事業者向けウェブ説明会を開催。	農林水産物・食品の輸出実績（2023年）511億円
51	タイ等	各国ごとに定められた禁止成分	牛肉エキス、部分水素添加油脂等の禁止成分に係る情報提供を実施。	-
52	タイ、フィリピン	加工食品の輸出は商品登録が必要	タイ・フィリピンでの登録手続に時間を要していた事案について、現地当局との調整を実施。	タイ：0.7億円 フィリピン：0.4億円 （加工食品の対タイ輸出額：2019年71.5億円、2018年67.2億円、対フィリピン輸出額：2019年41.7億円、2018年35.3億円）
53	タイ	パラコートやクロルピリホスの規制強化	2019年10月、タイ国家危険物委員会（NHSC）がグリホサート、パラコート及びクロルピリホスの使用禁止の決議を採択。 2020年5月、タイ工業省がパラコート及びクロルピリホスの使用禁止を告示、それに伴いタイ保健省がこれらの物質の食品からの検出を禁止する告示案を発表。日本から1Codex基準より厳しい基準を制定する科学的根拠及び2不検出とする場合の検出限界並びに分析方法を提示するようコメントを提出。タイからは、1国内法で使用禁止となったため、輸入食品からも不検出とする旨の回答があり、2は公表された。国内関係者への最新の情報の周知及び活用できる支援策の紹介等の対応を引き続き実施。	-
54	タイ	タイ向け食品製造施設への衛生基準適合の証明書の要求	輸出の際に、その食品の製造施設がタイ保健省で定める衛生基準等に適合している証明書（GMP証明書）を要求する規則を公布。既存の事業者に対しては、2021年10月7日から本規則を適用。農水省はGMP証明書の発行体制を整備したほか、大使館を通じて使用可能な証明書（JFS—B等）を確認。それらの情報は農水省及びJETROのHPに掲載し、事業者に情報提供。	178億円程度 （2020年農水産物の輸出額397億円の半分程度）
55	タイ	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・ 輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
56	タイ	かんきつ類の条件変更（薬剤処理の代替措置）	農水省は、タイ側との代替措置に関する協議を重ね、2023年5月に検疫条件を緩和することで合意。	0.26億円 （対タイ輸出額：2018年0.31億円、2017年0.17億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
57	タイ	ゆずの輸出解禁	2025年2月に輸出解禁済み。	0.02億円 (タイ向けきんかんの合計)
58	タイ	きんかんの輸出解禁	2025年2月に輸出解禁済み。	0.02億円 (タイ向けゆずとの合計)
59	タイ	牛肉加工品及び牛肉エキスを含む製品の輸出解禁	2025年7月、タイFDAは、BSEリスクを伴う食品の輸入原則および条件の規定を改正した保健省告示第459号を施行し、GMP証明書等の添付により輸出が可能となった。	1.6億円
60	中国	食品（特に水産物）に対する輸入検疫強化への対応	コールドチェーン流通食品（日本は主に水産物）に対する新型コロナに関連したPCR検査等の輸入検疫措置を撤廃。 (2023年1月)	313億円 (水産物の2020年対中輸出額)
61	中国	水産食品の輸出に係る冷凍機能を有する漁船の登録手続の制定	中国に水産食品を輸出しようとする際の冷凍又は冷蔵機能（電力を利用するものに限る。）を有する漁船の登録に係る中国当局の運用について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあったことから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むように、当該水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の漁船の登録手続を「中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有するものに限る）を有する漁船の登録手続について」（2023年1月 17 日付け4輸国第 4642 号農林水産省輸出・国際局長通知）で制定。（2023年1月）	-
62	中国	水産物輸出の際には最終加工施設の登録が必要	最終加工施設の登録に関し、2019年8月7日、中国側より、登録リストの更新作業依頼が接到し、8月13日、厚労省は、登録リストを中国側に送付。2019年9月6日、中国側の登録リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	（輸出の前提となる衛生条件）
63	中国	イヌマキの輸出再開 （中国側が土付きイヌマキのリスク評価を実施するとして、リスク評価が終了するまで、新たな輸入許可証の発行を停止）	日本産イヌマキの輸出再開について、土壌を除去して輸出する方法について、2019年10月下旬に、中国側専門家による現地調査が終了。2019年12月末、中国側から現地調査の結果通知を受領。2020年1月、中国側から土付きでの輸入を暫定的に認める旨の連絡。2020年2月、中国側から土付きイヌマキの輸入許可証が発行され、輸出再開。	50億円
64	中国	食用活水産物の衛生証明書発行の際の有害物質検査	・中国向け食用活水産物の衛生証明書発行申請において、輸出者に対し、活水産物の有害物質（カドミウム、無機ヒ素）の輸出前検査を行い、中国側基準値を下回っていることを示す検査結果を添付するよう求めているが、検査費用が掛かり、また、結果判明に時間を要することから、検査の緩和・撤廃について要望があった。 ・近年の有害物質検出状況を踏まえ、2020年9月28日に要綱を改正。検査基準を廃止し、中国側の衛生要件に対する違反状況等を踏まえ、必要に応じ検査実施を求めることとした。	2億円程度 (2019年実績：1.7億円、2018年実績：0.8億円)
65	中国	水産物の輸出には中国政府による施設登録が必要	厚労省は、中国側から輸出品目等の登録要請を受け、既登録施設を含む全ての施設に対して登録情報の調査を実施し、2020年6月に中国側に施設リストの更新を要請。 2020年9月11日、中国側の施設リストが更新され、手続きが完了したことを確認。	認定取得後1年目で0.1億円程度
66	中国	輸入包装済み食品ラベルへの規制強化	輸入包装食品ラベルに対する規制強化案として、2019年11月に「輸入商品の中国語による表示を製造過程において直接貼付または印刷しなければならない」等、輸出障壁となる項目。その後、見直し要求を継続した結果、2020年9月のTBT通報（Addendum）では「製造過程」という文言が消えたので、「中国語のラベルを外国語のラベルを隠すように上から追加で貼付してはならない」という理解で間違いないかとWTO経由で問い合わせたところ、「日本の理解で正しい」との回答を中国政府より得た。よって外国語のラベルを隠さない形であれば追加貼付が認められることが分かった。	-
67	中国	中国向け輸出水洗い羽毛に関する新たな措置	2020年11月、中国海関総署より、今後中国向けに輸出を行う水洗い羽毛については、施設の登録が必要になるとの通知があったが、施設の登録を行わなくても、輸出検疫証明書に加工工程を添付することで輸出が継続できることを確認。	4億円程度 (2020年実績：4億3千万円)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
68	中国	輸出水産食品認定施設に係る衛生要件の点検	・2020年12月、中国政府から、全ての認定施設及び認定手続中の施設（認定施設等）について、衛生要件の点検が求められた。 ・2021年8月、点検結果とともに認定施設リストを中国側に提出し、更新を要請。同年9月及び10月、中国側から提出済みのリストの登録内容に係る新たな要求があったことから、リストの修正作業を実施し、12月に中国側へ提出済。	313億円 水産物の2020年対中輸出額）
69	中国	畜水産物、茶、加工食品、アルコール飲料の輸出について、2019年10月から公的証明書の提出を義務付ける意向を表明	・中国は2017年10月1日に実施を2年間延期。さらに、中国は2019年10月1日からの実施を延期。 ・2022年10月現在、中国が要求していた公的証明書を添付せずに輸出可能。	1110億円 （畜産物、水産物、水産加工品、加工食品の対中輸出額：2020年1082億円、2019年1055億円）
70	中国	輸出水産食品取扱施設の登録情報の更新（既に認定された施設）	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、すべての認定済み輸出水産食品取扱施設の情報を中国側へ提出済み。（2023年6月）	-
71	中国	「輸入食品海外生産企業登録管理規定」の改定	中国輸入食品海外製造企業登録管理規定に基づき、中国に輸出する食品の製造等を行う企業の登録を求められている。中国政府の企業リストに登録された施設について、登録に必要な追加資料を中国側に提出済み。（2023年6月）	-
72	中国等	食品添加物などの食品関連規制	中国等で使用可能な食品添加物を精査し、データベースとしてまとめ農水省HPに掲載済み。（2023年6月）	-
73	中国	日本漁船による水産物の直接輸出	2023年12月にカナダ側から中国向けに輸出する日本産水産物に対する衛生検査の実施および証明書の発行は対応不可との回答があり、直接輸出を希望していた事業者よりカナダ側の回答を受け入れる旨の連絡があったため、実行計画から取り下げ。	3.5億円程度 （業界団体推計）
74	台湾	牛肉処理施設の衛生管理基準が厳格化される予定 （施設追加の手順が定められておらず、希望施設はあるものの、追加ができない。）	・2018年12月に台湾による現地調査を実施。 ・厚労省は、2019年7月に台湾側より示された施設追加の手順に基づき、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。	台湾向け輸出施設数の維持・拡大（台湾向けの輸出実績（2018年）：40.7億円）
75	台湾	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発出。	36億円程度
76	台湾	牛肉の施設認定権限が台湾側にある。 （日本は、口蹄疫非清浄国の対日輸出施設は、日本が個別に査察して認定。）	厚労省及び農水省が、認定権限を台湾から日本に移すよう協議済み。 ・2019年5月に、厚労省及び農水省は日本台湾交流協会を通じて、台湾側の状況確認。 ・2019年7月に施設の新規登録においては、基本調査票及び日本側の現地調査資料を提出する必要がある旨連絡。 ・厚労省は、2019年8月に要綱を作成し発出。	41億円 （対台湾輸出額：2018年40.7億円、2017年13.7億円）
77	台湾	既存の牛肉輸出施設について、要綱への対応が必要	・厚労省は、2019年8月30日、要綱を作成し、自治体に周知。 ・厚労省は、2019年9月5日、既存の牛肉輸出施設に対し、要綱への適合状況を確認するために必要な資料の提出を依頼。 ・事業者は、要綱への適合状況を確認するために必要な資料を2019年10月末までに厚労省に提出。 ・厚労省は、2020年8月に要綱への適合性確認を完了。	台湾向け認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額） 1.4億円◇
78	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年6月に認定。	0.1億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
79	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不合格事案に対する台湾衛生福利部食品薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご（2022年2月～3月）及びもも（7月）について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が多発。 ・台湾衛生福利部食品薬物管理署から生鮮いちごは2022年3月、ももは8月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは同年4月、ももは同年9月に対応状況を回答。 ・さらに、同年11月には生鮮いちごの本格的輸出シーズンを前に、輸出事業者や国内産地等に対し、再度、輸出先国の残留農薬基準の遵守について周知・徹底を通知。	-
80	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	(株)ミートセンターかごしま/株式会社カミチク（鹿児島県） 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2022年10月に認定。	2025年4月期：4.3億円
81	台湾	豚肉を原料とする加熱食肉製品の輸出解禁	2021年10月以降、輸出条件について協議を実施し、2023年1月輸出解禁。	加熱食肉製品：1.8億円 （2019年の香港向け豚肉加工品輸出実績）
82	台湾	青果物の輸入検査時の残留農薬基準不合格事案に対する台湾衛生福利部食品薬物管理署からの改善措置要求	・台湾向け生鮮いちご（2022年12月、2023年2月～3月）及びおうとう（2022年6月～11月）について、輸入検査時に残留農薬基準不合格事案が発生。 ・台湾当局から生鮮いちごは2022年12月及び2023年3月、おうとうは2023年1月に改善措置要求があった。 ・農水省では、輸出事業者及び国内産地等に対し輸出先国の残留農薬基準の遵守及び台湾の残留農薬基準について周知・徹底を図るとともに、台湾衛生福利部食品薬物管理署に対して、生鮮いちごは2023年1月及び4月、おうとうは同年2月に対応状況を回答。	-
83	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	スターゼンミートプロセッサー(株)（青森県） 厚生労働省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年3月認定済み。	2027年3月期：30億円
84	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	群馬県食肉卸売市場（株）（群馬県） 厚生労働省は、2023年11月に認定済み。	2023年度 0.2億円 2024年度 0.44億円
85	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	大和食品（株）本社工場（大阪府） 厚生労働省は、台湾は2023年11月認定済み。	2025年12月期：2.51億円 （各国向け全品目の輸出予定額）
86	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	J A全農ミートフーズ株式会社 大和ミートデリカ工場（神奈川県） 厚生労働省は、2024年2月に認定。	0.18億円
87	台湾	牛肉の月齢制限（30ヶ月齢以上）撤廃	【対応済み】 2025年5月、台湾が月齢制限撤廃を施行。要綱改正済み。	4億円
88	台湾	牛肉処理施設の認定が必要	IHミートパッカー（株）（青森県） 厚生労働省は2025年9月に台湾向け輸出牛肉処理施設として認定。	台湾：1.125億円 （事業者への聞き取り）
89	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	スターゼン（株）那須工場（栃木県） 厚生労働省は2025年9月に認定。	-
90	台湾	原発事故に伴い、 ・福島等5県産の全ての食品（酒類を除く）に放射性物質検査報告書を要求 ・全ての日本産食品（酒類を除く）に産地証明書の添付を要求 等	2025年11月、台湾当局は輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
91	台湾	食肉製品製造施設の認定が必要	スターゼン（株）多賀城PC（宮城県） 厚労省は2026年1月に認定。	月間0.5億円 年間6億円見込み
92	フィリピン	いちごの輸出解禁	2024年12月に輸出解禁済み。	0.03億円
93	ベトナム	羽田空港において輸出水産食品に係る衛生証明書発行業務を開始するにあたり、東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用のための手続きが必要。	東京国際空港国際線地区貨物合同庁舎の使用にあたり、関係省庁と調整し、2019年5月中に窓口設置。窓口を設置後、5月から証明書発行業務を開始。	-
94	ベトナム	りんごの条件変更	2019年12月15日付けで条件変更が実現。	1.1億円 （対ベトナム輸出額：2018年2.1億円、2017年1.4億円）
95	ベトナム （各国共通）	加工食品は自由販売証明書が必要	厚労省が自由販売証明書を発行。 申請は地方厚生局において平日受付で、約2～3週間で発行。 2020年4月1日より、厚労省から農水省に発行業務が移管。	150億円程度 （2018年輸出額：103億円、 2017年輸出額：69億円）
96	ベトナム	輸出先国における商品登録手続早期化の支援	輸入のための商品登録の際に、使用されている添加物が自国で使用可能かどうかの確認に時間を要している。日本から添加物の専門家を派遣するなど、登録手続きの早期化に向けた支援が求められる。	0.9億円 （加工食品の対ベトナム輸出額：2018年103.8億円、2017年69億円）
97	ベトナム	うんしゅうみかんの輸出解禁	2021年10月に輸出解禁済み。	0.09億円
98	ベトナム	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
99	ベトナム	活水産物の輸出解禁	ベトナム側との協議が終了し、2024年4月1日より活水産物の輸出が解禁。輸出活水産動物の取扱要綱についても制定済。	12億円、水産物全体のベトナム向け輸出額 2020年：200億円、2019年：171億円、2018年：184億円
100	東南アジア、 中東等	ハラール認証に関する情報集約等による利便性の向上	2025年9月、農林水産省輸出・国際局ホームページに「ハラール及びコーシャに関する情報」ウェブサイトを設置し、輸出事業者等の意見を踏まえつつ、ハラールに関する基本情報や農水省補助事業の案内、法令仮訳の掲載などにより、ハラール・コーシャ関連情報の利便性を向上し、輸出事業者等が容易に基本情報を入手できる体制を構築した。	-
101	香港	香港向けの加工食品の動物検疫の要否確認	・2018年4月、一部を除き、輸入国が輸出証明を不要とした畜産物については輸出検査を不要とする制度の見直しを実施。 ・動物検疫所での対応について再徹底が図るため、2019年5月30日に通知を発出。 ・動物検疫所の提案により輸出者から香港政府へ各種加工食品の受け入れ条件を照会したところ、8月14日に輸出検査を受けることなく輸出が可能であることを確認。	-
102	香港	30か月齢以上の牛肉について器具の交換等の対応が必要	・2019年8月、香港側から当該要件を削除し受入可能の回答が得られた。 ・9月27日 要綱改正済み（厚労省）	4億円 （2018年の対香港輸出額：41.3億円の1割）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
103	香港	牛乳、乳製品は衛生証明書が必要	原則として都道府県等（保健所を含む）が発行。事業者から、手続きが煩雑との声がある。 ＜事業者の要望＞ 毎週輸出する場合、その度に衛生証明書が必要となるため、本社で会社印を押した書類を作成し、乳業工場所在地の衛生部局に送付している状況であり、電子申請システムが整備されると事業の効率化につながる。 ・厚労省は、電子メール等による衛生証明書の発行申請手続きについて整備し、2019年8月に都道府県等に通知を発出。	40億円程度
104	香港	卵製品加工施設の認定が必要	農事組合法人香川ランチ（宮崎県） 都道府県は、2021年7月に認定を行い、厚労省に報告済み。	2025年12月期：0.81億円
105	香港	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
106	マカオ	30か月齢以上の牛肉の輸出不可	2020年3月、厚労省及び農水省はマカオ側と証明書様式等について合意、6月解禁済み。	0.7億円程度
107	豪州	いちごの輸出解禁	2020年8月28日付けで輸出解禁が実現。	0.06億円
108	豪州	豪州向け加熱済さけ科製品の検疫協議	豪州が規定する加熱済サケ科製品については、疫病発生状況の調査は不要であり、衛生証明書様式に両国が合意することにより輸出が可能であることを豪州側に確認。2020年12月、衛生証明書様式について豪州側と合意済。 2021年9月に取扱要綱を改正、公表。	-
109	豪州	頭部・内臓を含む魚を原料とする高度加工商品の輸入条件の変更	豪州の水産加工品の輸入規制においては、輸入可能形態の1つである「Consumer-ready」に該当する商品については、その旨を生産者宣誓書に記載することが輸入条件となっている。しかし、2020年5月に本輸入条件に追加の改定がなされ、魚を原料とする高度加工商品（めんつゆ等）については、原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓が求められることになり、通関できなくなる事案が発生。このため、在豪州大使館から豪州連邦農業・水・環境省に解決の働きかけを行ったところ、豪州は2022年3月に輸入条件を変更。魚を原料として使用した製品のうち、高度に加工され、商業的に包装され、直ちに店頭に並べることが可能な製品及び魚を原料とする調味料、ソース、麺類の調味料、香辛料、スープ原料又はこれらに類するもの（魚油を除く）については、従前同様に（原料の魚の頭部・内臓が取り除かれた旨の宣誓なしに）、通関できることを確認。	10億円 （2021年の輸出実績からの推測値）
110	豪州	牛肉処理施設の認定が必要	とちぎ食肉センター（栃木県） 厚労省は、2024年6月認定済み。	-
111	豪州	メロンの輸出解禁	2026年1月30日付けで豪州政府のホームページに植物検疫要件が公表され、輸出解禁	0.19億円
112	豪州	インバウンド向け日本産食材の魅力発信コンテンツの作成・発信	緑茶、お米、日本酒を対象に、豪州のインフルエンサーを生産地に派遣し、産地の魅力、食体験、生産者との対話等に関する動画を作成し、豪州のSNS等で発信。 この動画の披露と豪州におけるこれら食品の商談会を兼ねたイベントを在オーストラリア日本大使館とも連携して開催。	-
113	ニュージーランド	新たに求められた水産物の衛生証明書の発行体制の整備	ニュージーランドへ輸出される水産食品に対して、衛生証明書の添付が必要となったため、2023年2月17日付けで「ニュージーランド向け輸出水産食品の取扱要綱」を改正し、3月以降衛生証明書を発給。（2023年2月）	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
114	ニュージーランド	かんきつ類の輸出条件の変更	輸出可能品目が温州みかんに加え、ポンカン、不知火、清見、はっさく、いよかん等の複数品種に拡大。また、病害虫調査に係る検疫条件が一部緩和された。	-
115	米国	原発事故に伴い、 ・日本での出荷制限品目について、県単位で輸入停止	2021年9月22日、米国政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）
116	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）北海道畜産公社道東事業所十勝工場（北海道） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-
117	米国	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-
118	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ミヤチク都農工場（宮崎県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月に認定。	-
119	米国	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月に認定。	-
120	米国	牛肉処理施設の認定が必要	（株）栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月に認定。	-
121	米国	牛肉処理施設の認定が必要	佐賀県食肉センター（佐賀県） 厚生労働省は、2023年12月に認定済み。	0.3億円
122	米国	水産加工食品施設の認定が必要	広瀬水産（株）（北海道） 登録認定機関は2020年10月に認定。	2025年2月期：2.99億円
123	米国	水産加工食品施設の認定が必要	（株）大豊（青森県） 登録認定機関は2020年11月に認定。	2025年10月期：1.41億円 （認定取得予定品目）
124	米国	水産加工食品施設の認定が必要	（株）三崎恵水産（神奈川県） 登録認定機関は2020年9月に認定。	2023年度：1.48億円（認定取得予定品目）
125	米国	水産加工食品施設の認定が必要	サンコー食品（株）（岩手県） 登録認定機関は2021年2月に認定。	2025年9月期：1.38億円
126	米国	水産加工食品施設の認定が必要	（株）津久勝（茨城県） 登録認定機関は2020年12月に品目追加。	2025年3月期：2.05億円 （認定取得予定品目）
127	米国	水産加工食品施設の認定が必要	（株）丸石沼田商店（青森県） 登録認定機関は2021年7月に認定。	2025年6月期：0.09億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
128	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(有) なかみち水産(千葉県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2023年3月期 : 0.43億円 (認定取得予定品目分)
129	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株) 西松(神奈川県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期 : 0.33億円 (全輸出予定額)
130	米国	水産加工食品施設の認定が必要	(株) ワイエスフーズ(北海道) 登録認定機関は2002年3月に認定。	2025年7月期 : 17.89億円
131	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸本本間水産(株)(北海道) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2026年3月期 : 0.46億円 (全輸出予定品目)
132	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) ヨンキュウ(神奈川県) 登録認定機関は2022年7月に認定。	2025年3月期 : 2.47億円
133	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) トライツナプロダクト吉田工場(静岡県) 厚労省は2020年9月に認定。	-
134	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有) 若松屋(三重県) 登録認定機関は2021年10月に認定。	2024年7月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)
135	米国	水産食品加工施設の認定が必要	大阪府鰯巾着網漁業協同組合(大阪府) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2022年3月期 : 0.09億円 (認定取得予定品目)
136	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 愛媛海産(愛媛県) 登録認定機関は2021年3月に認定。	2025年8月期 : 0.2億円 (全輸出予定額)
137	米国	水産食品加工施設の認定が必要	秀長水産(株)(愛媛県) 登録認定機関は2021年11月に品目追加。	2024年3月 : 0.55億円 (全輸出額)
138	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 愛南サン・フィッシュ(愛媛県) 登録認定機関は2022年2月に認定。	2025年3月期 : 0.25億円
139	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 高知道水(高知県) 登録認定機関は2020年12月に認定。	2024年6月期 : 5.53億円 (全輸出予定額)
140	米国	水産食品加工施設の認定が必要	柳川冷凍食品(株)(福岡県) 登録認定機関は2022年1月に認定。	2026年12月 : 1億円 (全輸出予定額)
141	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 高橋商店(福岡県) ・事業者は2021年10月に認定申請書を提出。 ・厚労省(地方厚生局)は同年11月に現地調査を実施(同年12月に指摘事項を発出)。 ・事業者は2022年7月に指摘事項に対する改善報告書を提出予定。	2025年2月期 : 0.35億円 (全品目の輸出予定額)
142	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) スイケンフーズ(佐賀県) 厚労省は2021年3月に認定。	1.2億円目標(2023年度)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
143	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)長崎ファーム(長崎県) 登録認定機関は2022年5月に認定。	2025年9月期:1.15億円
144	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)山吉國澤百馬商店(鹿児島県) 登録認定機関は2020年9月に認定。	2025年3月期:0.18億円 (認定取得予定品目)
145	米国	水産食品加工施設の認定が必要	的場水産(株)(鹿児島県) 厚労省は2020年10月に認定。	認定取得後1年目で0.1億円程度
146	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)八起屋(鹿児島県) 登録認定機関は2021年2月に認定。	2020年12月期～2021年2月期: 0.04億円
147	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)MRC(鹿児島県) 登録認定機関は2021年8月に認定。	2025年8月期:0.7億円
148	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルモ(鹿児島県) 登録認定機関は2021年9月に認定。	2026年3月期:0.92億円
149	米国	水産食品加工施設の認定が必要	三福水産(株)(鹿児島県) 登録認定機関は2022年4月に認定。	2026年12月期:0.38億円
150	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トウスイ(茨城県) 米国向けについて、登録認定機関は2020年9月に認定。 EU向けについて、農水省は2021年11月に認定。	2024年10月期: 13億円(認定取得予定品目)
151	米国、EU	水産食品加工施設の認定が必要	・KTM(株)(鹿児島県) 登録認定機関は、2021年3月 EU認定済み、2022年12月 米国認定済み。	2025年3月期:1.44億円
152	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)三陸とれたて市場(岩手県) ・厚労省(地方厚生局)は2022年6月に事前の現地調査を実施。 ・事業者は、現地調査の指摘事項を踏まえ、申請に必要な資料全般を準備していたが、2022年10月に対米輸出認定要望を取り下げ。削除。	-
153	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸栄水産(株)(北海道) 登録認定機関は2016年9月に認定。(2022年8月に品目追加)	2025年2月期:14.09億円
154	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)秋田水産(北海道) 登録認定機関は2022年8月に認定。	2024年2月期:0.6億円
155	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)小林商店(北海道) 登録認定機関は2000年4月に認定。(2022年7月に品目追加)	2027年3月期:1.2億円
156	米国	水産食品加工施設の認定が必要	イヨスイ(株)(千葉県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2023年8月期:14.82億円
157	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)トミイチフーズ(富山県) 登録認定機関は2022年11月に認定。	2026年6月期:0.91億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
158	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) F u (山口県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2024年10月期：0.43億円
159	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 予州興業 (愛媛県) 登録認定機関は2022年10月に認定。	2025年12月期：1.2億円
160	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 水永水産 (宮崎県) 登録認定機関は2022年12月に認定。	2026年5月期：3.45億円
161	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 下園薩男商店 (鹿児島県) 登録認定機関は2022年11月に認定	2025年1月期：0.07億円 (認定取得予定品目 (一部))
162	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 南予ピージョイ (愛媛県) (米国) 登録認定機関は2021年4月に認定。(EU) 農水省は2022年8月に認定。	2026年3月期：3.82億円
163	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	(株) ヤマナカ (宮城県) 登録認定機関は2022年8月に認定品目を追加。	2023年3月期：0.67億円
164	米国	水産食品加工施設の認定が必要	カネキン川村水産 (北海道) 登録認定機関は、2022年12月に認定済み。	2024年12月期：1.89億円
165	米国	水産食品加工施設の認定が必要	ヤマイチ水産 (北海道) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年3月期：2.88億円
166	米国	水産食品加工施設の認定が必要	丸甲堺周水産(株) (東京都) 事業者がHACCPハード事業を取りやめたため、実行計画から削除。	2025年7月期：13.0億円
167	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) 山崎水産 (広島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年4月に認定済み。	-
168	米国	水産食品加工施設の認定が必要	愛南漁業協同組合 (愛媛県) 登録認定機関は、2023年4月認定済み。	2026年3月期：0.77億円
169	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	森松水産冷凍(株) (愛媛県) 登録認定機関は、2023年3月認定済み。	2027年2月期：8.37億円
170	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株) カネモ鯉節店 (鹿児島県) 登録認定機関は、2022年12月認定済み。	2026年6月期：0.3億円
171	米国	水産食品加工施設の認定が必要	立石水産(株) (鹿児島県) 登録認定機関は、2023年2月認定済み。	2027年3月期：0.19億円
172	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	(株) 中外フーズ (福島県) 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2023年2月追加品目認定済み。	2027年2月期：2.09億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
173	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸正(北海道) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2026年10月期：4億円
174	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	(株)オカムラ食品工業(青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2024年6月期：6.45億円
175	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルイチ水産LTD(青森県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2026年6月期：0.1億円
176	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ(青森県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2028年1月期：0.5億円
177	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ハイブリッドラボ(宮城県) 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2026年12月期：1.26億円
178	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)いまる井川商店(静岡県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年5月期：1.2億円
179	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	山福水産(株)(静岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年12月期：0.7億円
180	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	(株)木村海産(香川県) 認定機関は、2023年10月に認定済み。	2027年12月期：0.7億円
181	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)宇和島プロジェクト(愛媛県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年9月期：2.56億円
182	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	愛媛県漁業協同組合 認定機関は、2023年10月に認定品目を追加。	2026年3月期：1.67億円
183	米国	水産食品加工施設の認定が必要	辻水産(株)(愛媛県) 認定機関は、2023年11月に認定済み。	2027年6月期：5.4億円
184	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)土佐マリンベース(高知県) 2023年11月認定機関は認定済み	2027年3月期：0.5億円
185	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)吉田水産(福岡県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年7月期：0.2億円
186	米国	水産食品加工施設の認定が必要	吉岐東部漁業協同組合(長崎県) 認定機関は、2023年6月に認定済み。	2026年3月期：0.4億円
187	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ポニト食品(鹿児島県) 認定機関は、2023年8月に認定済み。	2027年3月期：0.68億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
188	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)まるい（千葉県） 登録認定機関は、2024年4月認定済み。	2027年9月期：2.7億円
189	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸徳水産（和歌山県） 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2028年9月期：1億円
190	米国	水産食品加工施設の認定が必要	マルヤ水産（株）（兵庫県） 登録認定機関は、2024年3月に認定済み。	2025年6月期：1億円
191	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)マルトク阿部水産（北海道） 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2029年2月期：5億
192	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)ヤマイシ（茨城県） 登録認定機関は、2024年6月認定済み。	2029年2月期：5億
193	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)カネキチ澤田水産（北海道） 登録認定機関は、2024年7月認定済み。	2027年9月期：2.7億円
194	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(有)松木商店（北海道） 認定機関は、2024年12月に認定済み。	2028年1月期：1.1億円
195	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)丸喜（千葉県） 認定機関は、2024年12月に認定済み。	2028年3月期：7億円
196	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)八木長本店（東京都） 認定機関は、2024年10月に認定済み。	2028年2月期：0.6億円
197	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	あづまフーズ（株）（三重県） 認定機関は、2024年9月に認定済み。	2025年5月期：6.5億円
198	米国	水産食品加工施設の認定が必要	(株)枕崎市かつお公社（鹿児島県） 認定機関は、2024年10月に認定済み。	2028年3月期：0.2億円
199	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【2025年2月対応済み】 (株)永野商店（山口県） (2025年2月施設整備完了予定)	2027年7月期：0.5億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
200	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 湧別漁業協同組合（北海道）	-
201	米国	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	【2025年3月対応済み】 (有)丸哲（宮崎県） (2024年3月施設整備完了)	2029年9月期:2.6億円
202	米国	水産食品加工施設の認定が必要	【対応済み】2025年3月認定済み。 山実水産（有）（鹿児島県） (2024年3月施設整備完了)	2025年12月期:0.48億円
203	米国、EU、香港	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年5月認定済み。 IHミートパッカー（株）（青森県）	2億円
204	米国	うんしゅうみかんの条件変更	2020年2月1日、米国との協議の結果、日本産うんしゅうみかんの臭化メチルクン蒸措置の廃止。	0.03億円（対米輸出額：2018年0.02億円、2017年0.05億円）
205	米国	なしの条件変更	2020年4月16日付けで条件変更（輸出地域の拡大及び品種制限の撤廃）が実現。	0.01億円（対米輸出額：2018年0.12億円、2017年0.13億円）
206	米国	メロンの輸出解禁	2021年11月に輸出解禁済み。	0.03億円
207	米国	蒸留酒の容量規制の緩和	米国内で流通可能な蒸留酒は、連邦規則に基づき、容量が特定のものに限定されている。これにより、規定外（例：四合瓶、一升瓶）のままでは輸出できない。 2020年12月29日、米国政府は連邦規則を改正し、蒸留酒について、日本が求めていた容量は全て流通可能となった。	2.5億円程度
208	米国	ニューヨーク州の飲食店における焼酎の販売免許	ニューヨーク州においては、飲食店が蒸留酒（焼酎を含む）を販売するためには全酒類免許が必要だが、24度以下のソジュ（韓国焼酎）については、ワイン免許で販売できる特例（州法）が設けられている。焼酎業界からは、焼酎もワイン免許で販売できるようにしてほしいとの要望があったが、2022年6月30日付の法改正により、24度以下の焼酎についてもワイン免許で販売できることとなった。	2.57億円程度
209	米国	酒類のラベル承認手続	米国内で流通する酒類は、連邦規則に基づき、銘柄、分類名称（清酒、焼酎等）、アルコール度数、内容量、原産国等をラベルで表示する義務があり、ラベルは連邦政府の承認が必要となっている。日米貿易協定に関連して作成された日本産酒類に関する交換公文において、米国政府は酒類のラベルの承認手続を簡素化するよう実施中の努力を継続することとなっていた。米国側のこれまでの取組の結果、ラベル承認手続に改善がみられた（例 審査に係る平均日数 2016年：91日⇒2020年：31日）。	3.6億円程度 （対米輸出額：2020年138.4億円、2019年156.6億円）
210	米国	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、ローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
211	米国	カリフォルニア州の飲食店における焼酎の販売免許の適用	カリフォルニア州において、24度以下の焼酎が全酒類免許ではなく、特例のワイン免許で販売可能となった。（2023年10月）	2.57億円程度 （焼酎の対米輸出額：2022年4.24億円、2021年4.49億円）
212	米国	ワインの容量規制の緩和	連邦規則の改正により、2025年1月10日からワインの容量規制が緩和。	0.48億円 ワインの米国向け輸出額： 2023年：0.24億円 2022年：0.15億円
213	米国	国内で普及している添加物（クチナシ青）の使用に安全性の認可が必要	2025年7月15日付米国連邦官報において、8月29日から食品添加物「クチナシ青色素」の一部の飲料、菓子への使用の許可を公表。	208億円 （加工食品メーカーへのヒアリング結果を基に集計）
214	米国	水産食品加工施設の認定が必要	サンライズファーム（株）（高知県） 農水省は2025年4月に認定。	2028年3月期：1億円
215	米国	水産食品加工施設の認定が必要	広瀬水産（株）（北海道） 農水省は2025年11月に認定。	2030年2月期：1.5億円
216	米国	水産食品加工施設の認定が必要	（株）九州築地（宮崎県） 農水省は2025年12月に認定。	2026年6月期：0.15億円
217	米国、英国	有機酒類の同等性承認	2025年10月1日より、米国および英国との間で有機酒類の同等性が発効。	3.3億円程度（2022年度実施の事業者アンケート）
218	カナダ	小麦粉含有食品にかかる規制	カナダ政府（保健省及び食品検査庁）は、カナダ国内で流通する精白小麦及びそれを含む食品について、原材料に使用する小麦粉が強化小麦粉であることを義務付け。その後、強化小麦粉を使用しない日本のカレールウ及びシチューミックスを、引き続き輸入許可する旨、カナダ政府から連絡。	0.2億円程度
219	カナダ	金魚の輸出解禁	2017年8月、カナダ食品検査庁から日本産金魚輸入にかかる協議開始の要請を受け、衛生証明書様式について協議を開始。 2020年10月14日、衛生証明書様式を合意。	0.01億円
220	カナダ	ももの輸出解禁	産地からの要望がなくなったため、実行計画から削除。（2023年4月）	-
221	カナダ	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ナンチク（鹿児島県） 厚労省は、2024年12月に認定済み。	-
222	メキシコ	精米の輸出解禁	2023年3月17日輸出解禁。	0.6億円
223	コロンビア	食品の塩分規制	2024年11月から施行される食品のナトリウム含有量の基準値の設定により、現在販売している醤油が販売できなくなる可能性があったが、働きかけにより条件が緩和（ナトリウム含有量：100g当たり3850mg）され、継続して販売可能となった。（2023年12月）	-
224	ブラジル	相手先国の通関の迅速化	通関で時間がかかっていた事案について、現地当局との調整を実施。	0.4億円 （加工食品：2018年輸出額7.8億円、2017年輸出額：7.8億円）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
225	ブラジル	牛肉処理施設の認定のための施設資料の提出（申請前）が必要	飛騨食肉センター及び飛騨ミート農業協同組合連合会（岐阜県） 厚労省は、申請書の審査を行い、ブラジル政府に施設資料を提出済み。	2025年3月期：6.78億円 （各国向け輸出額の合計）
226	ブラジル	通関手続きの適正化 （オンライン通関システム導入による 混乱への対応）	システム導入で当初混乱はみられたが、現在では、混乱は解消されていることを確認。（2023年9月）	-
227	ブラジル	精米の輸出における検疫条件の緩和 （リン化アルミニウムくん蒸の撤廃）	2025年6月条件緩和済み。	0.05億円
228	ペルー	サバ等、水産物の輸出には衛生証明書が必要	・2020年10月までに証明書様式と発行体制についてペルー側と合意。 ・農水省は、2021年1月20日に取扱要綱を制定、2021年2月1日より証明書発行開始。	1.8億円 （水産物の対ペルー輸出額： 2019年0.6億円、2018年2億円）
229	EU	牛肉処理施設の認定が必要	（株）北海道畜産公社十勝工場十勝総合食肉流通センター（第3工場） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年10月にEUに通知及び認定。	0.04億円程度 （事業者への聞き取り）
230	EU	牛肉処理施設の認定が必要	（株）栃木県畜産公社（栃木県） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年6月にEUに通知、2020年8月に認定。	-
231	EU	牛肉処理施設の認定が必要	京都市中央卸売市場第二市場（京都府） 厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2020年1月にEUに通知、2020年4月に認定。	-
232	EU	牛肉処理施設の認定が必要	和牛マスター食肉センター（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年5月にEUに通知、2019年7月に認定。	-
233	EU	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ミヤテク都農工場（宮崎県） 5者協議を経て、厚労省は書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年8月に認定。	-
234	EU	牛肉処理施設の認定が必要	（株）ナンテク（鹿児島県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2019年6月にEUに通知、2019年7月に認定。	-
235	EU	牛肉処理施設の認定が必要	（株）いわちく（岩手県） 厚労省は、2024年4月に認定済み。	-
236	EU	牛肉処理施設の認定が必要	【対応済み】2025年4月認定済み。 （株）大分県畜産公社（大分県）	0.1億円
237	EU	水産食品加工施設の認定が必要	紋別漁業協同組合（北海道） 農水省は2020年12月に認定。	2026年3月：3.3億円 （認定取得予定品目）
238	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルカイチ水産（株）（北海道） 都道府県は2021年4月に変更承認。	2025年2月期：7.26億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
239	EU	水産食品加工施設の認定が必要	北見食品工業（株）（北海道） 厚労省は2022年3月に認定。	認定取得後初年度：0.5億円
240	EU	水産食品加工施設の認定が必要	極洋水産（株）（静岡県） 農水省は2020年11月に認定。	2031年3月期：1.07億円 （認定取得予定品目）
241	EU	水産食品加工施設の認定が必要	大坪水産（株）（静岡県） 農水省は2021年3月に認定。	2025年3月期：0.78億円 （認定取得予定品目）
242	EU	水産食品加工施設の認定が必要	（株）トライツナプロダクト吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	-
243	EU	水産食品加工施設の認定が必要	丸啓鯉節（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	-
244	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山福水産（株）（静岡県） 農水省は2021年5月に認定。	-
245	EU	水産食品加工施設の認定が必要	ファームチョイス（株）（熊本県） 厚労省は2021年5月に認定。	認定取得後5年で1.25億円程度
246	EU	水産食品加工施設の認定が必要	（株）枕崎冷凍食品（鹿児島県） 農水省は2021年7月に認定。	-
247	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）山神（青森県） 2021年12月申請。7月に認定変更。（品目追加）	2025年3月期：3.85億円
248	EU	水産食品加工施設の認定品目の追加が必要	（株）カネジョウ大崎（千葉県） （2021年11月申請。2022年5月26—27日農水省による現地調査を実施。6月24日の認定審査委員会を経て、指摘事項等を改善し、認定。）	2025年12月期：0.63億円
249	EU	水産食品加工施設の認定（品目や魚種の変更）に係る運用改善の周知	認定を受けた品目・魚種と異なる場合に輸出先国の需要に応じて迅速に対応できるように変更申請ではなく報告のみで可とする運用改善を実施し、事業者等へ情報提供（2022年11月）。	-
250	EU	水産食品加工施設の認定が必要	マルトモ（株）（愛媛県） 厚労省は、2024年3月に認定済み。	-
251	EU	水産食品保管施設の認定が必要	トライ産業（株）吉田工場（静岡県） 厚労省は2020年9月に認定。	-
252	EU	水産食品保管施設の認定が必要	（株）明豊（宮城県） （2022年3月施設整備完了。2022年12月に認定。）	2027年10月期： 14.2億円
253	EU	水産食品加工施設の認定が必要	山松水産（株）（静岡県） 認定機関は、2023年12月に認定済み。	2025年6月期：1億円

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
254	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株)鵜舞屋（岐阜県） 厚労省は、2024年8月認定済み。	-
255	EU	液卵製造施設の認定が必要	(株)籠谷（兵庫県） 厚労省は、書類審査及び現地調査を実施の上、2021年3月に認定及びEUに通知。	0.01億円程度
256	EU	産地魚市場の認定支援	塩竈市魚市場（宮城県） 農水省は2021年2月に認定。	-
257	EU	産地魚市場の認定支援	松浦魚市場（長崎県） 農水省は2022年3月に認定。	-
258	EU	産地魚市場の認定支援	枕崎市漁業協同組合枕崎漁港高度衛生管理型荷さばき所（鹿児島県） 認定機関は、2024年11月に認定済み。	-
259	EU	山羊・羊の生乳は残留物質モニタリング検査が必要	山羊・羊の生乳を対象とした残留物質モニタリング検査の分析法の妥当性評価を完了（2019年12月）。妥当性が確認された分析法を用いて、残留物質モニタリングを2020年7月から12月にかけて実施。	0.02億円 （輸出の前提となる衛生条件）
260	EU	ホタテの輸出には生産海域のモニタリングが必要	・ EU向け輸出ホタテガイ生産海域は、北海道で7海域、青森県で2海域が指定。 ・ 北海道（根室海峡（野付）海域）及び青森県（陸奥湾西部海域）を海域指定し、2019年12月26日に、EU当局へ通報。2020年2月26日に、EUの生産海域リストに掲載され、手続き完了。 ・ 北海道（根室海峡（野付）海域）は2020年12月28日、青森県（陸奥湾西部海域は、2020年12月21日に海域モニタリング実施体制の整備を完了。	2.9億円程度 （対EU輸出金額（2018年）から推計）
261	EU	カキの輸出には生産海域の指定及び指定した海域のモニタリングが必要 （海域指定とは別に施設の対EU・HACCP認定が必要）	・ 農水省は、2020年に海域指定に必要なデータ収集・整理のための委託事業を実施。 ・ 2021年3月に広島県の海域指定に必要なデータ収集・整理を完了。 ・ 同年10月1日に、広島県は、広島県三津湾海域を指定、同7日に農水省からEUに通報（EU生産海域リストに掲載済み）。 ・ 同年12月27日に、広島県は海域モニタリング実施体制の整備を完了。 （加工施設はEU・HACCP認定の取得が必要。）	7億円程度 （事業者への聞き取りから推計）
262	EU	卵・卵製品、乳・乳製品の解禁協議（済） 鶏卵の洗浄基準が国内向けと異なる（済） 卵、牛の生乳は残留物質モニタリング検査が必要（済）	・ 訪欧し、今後の段取りを協議。 ・ 2018年7月に動物衛生の評価が終了し、2019年2月に卵・卵製品、同年3月に乳・乳製品が第三国リストに掲載。 ・ 2019年1月、乳及び卵の残留物質モニタリング計画が第三国リストに掲載。 ・ 2019年10月18日、輸出要綱公表。 ・ 国内流通する鶏卵については、食品衛生の観点から、地方自治体向けのガイドラインにより、殺菌剤を用いた洗浄が求められているが、EUは、殺菌剤を用いた洗浄が禁止されているため、EU向けの鶏卵については、2019年10月に公表した輸出要綱に飲用適の水のみを用いる旨明記。 ・ EUと牛の生乳の残留物質モニタリング検査の枠組について合意し、2019年7月から12月にかけて当該枠組に従ってEUから求められた項目の検査を実施。	（卵・卵製品）0.02億円程度 （乳・乳製品）0.1億円程度 （再掲） なお、チーズ等の乳製品のEUへの本格輸出のためには、OIEから牛結核病・ブルセラ病についての清浄国認定を得る必要（最短で2021年4月以降）。
263	EU	生鮮家きん肉の解禁協議	・ 訪欧し、今後の段取りを協議。 ・ 2018年7月に動物衛生の評価が終了。 ・ 2019年11月11日に第三国リスト掲載。	0.01億円程度
264	EU	豚肉の輸出解禁	・ 豚熱が日本で発生したことにより、今後の輸出解禁（家畜衛生の第三国リスト掲載）のスケジュールは未定。 ・ 2018年9月、豚熱発生について報告。 ・ 対応済み（取り下げ、まずは、豚熱清浄化を達成し、協議の必要性を検討。）	0.25億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
265	EU	シソがEU域内での流通に認可が必要な新規食品（Novel Food）に該当する場合、認可手続きが必要	シソはEUにおいて食品サプリメントとされており、販売停止等の措置を受けず輸出・流通が行われているため、認可手続きは不要。（なお、食品として取り扱う場合には新規食品規制の対象となるため、認可手続きが必要。）	-
266	EU	黒松盆栽の輸出解禁	2020年8月25日付けで輸出解禁が実現。	0.15億円
267	EU	2021年4月21日から施行された新たな混合食品規制への対応	2021年4月からの規制において、加工食品に含まれる動物性加工済原料はEU向け認定施設由来であること、EUの衛生要件に適合していること等を証明する公的証明書又は自己宣誓書が必要となり、動物性加工済原料を含む調味料や菓子等多くの品目のEU向け輸出が新たな規制の対象になったが、要綱を作成し、証明書を発行できる体制を整備（2021年4月）。	-
268	EU	食品添加物などの食品関連規制	EUの食品添加物規制について事業者が使用しやすいようにデータベース化して取りまとめ、HP上で情報提供。	-
269	EU	混合食品等に使用する第三国由来の動物性加工済原料が、EUの認定施設由来であり、衛生要件に適合する事を証明する衛生証明書が必要	要綱の作成、事業者への周知など・ニュージーランド（肉製品、乳製品、水産食品）、カナダ（乳製品）の衛生証明書発行に関する二国間協議については対応済みであり、証明書の発行が可能。	-
270	EU（フランス）	輸出先国・地域における政府の支援体制の整備	・輸出支援プラットフォーム立上げ済み。 ・現地の事業者や日本食レストランなどと輸出支援プラットフォーム協議会の設置、JETRO海外事務所における農林水産物・食品貿易担当官やローカルスタッフの配置など、輸出プラットフォームとして活動するための現地体制を整備済み。	-
271	EU、ノルウェー	飼料用魚油の輸出	EU及びEFTAには飼料用の魚油を輸出することを想定していなかったため、現行のペットフード等の施設認定要綱では魚油に当てはまる記載がなく輸出ができない。事業者からの要望等を踏まえ、EU及びEFTAに飼料用魚油の輸出ができるよう輸出要件等を確認し2023年1月に要綱改正。	4億円程度（2020年チリ向飼料用魚油実績：4億円程度）
272	EU	事業者への輸出先国規制の情報支援の実施 容器・包装（食品接触材料）の規制	農水省は、EUのプラスチック規則、適合宣言書の作成等に関する情報提供を2023年5月に実施。	-
273	EU	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質検査証明書を要求等	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。（2023年8月）	-
274	EU	円滑な施設認定に向けた情報共有スキームの構築	円滑なHACCP等施設認定に向けた情報共有体制を構築。	
275	EU	新たな動物用医薬品規則への対応	EU及びノルウェー向けに輸出される牛肉において、出生からと畜までの間、ホスホマイシンが使用されていないことを証明・確認の上、輸出を行う必要があることを事業者に周知。また、ホスホマイシンの不使用に関する根拠書類の様式を整備。	131億円 （2023年実績 牛肉：44億円 水産物：87億円）
276	EU	混合食品に使用する輸入養蜂製品がEUの認定施設で加工される必要	【2025年2月対応済み】認定希望があった海外産の輸入養蜂製品を取り扱う主要3社4施設を認定済み。	5億円 加工食品のEU向け輸出額： 2023年381億円 2024年424億円
277	EU	有機酒類の同等性承認	【対応済み】 2025年5月18日から、有機JAS認証を受けた有機酒類について、有機（organic）と表示して、EU加盟国へ輸出可能。	0.1億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
278	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) マリノス (千葉県) 農水省は2025年10月に交付決定取消の通知を行った。	2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)
279	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(株) オリエンタルフーズ (静岡県) 農水省は2026年12月に認定。	2026年3月:0.03億円 (認定取得予定品目分)
280	EU	水産食品加工施設の認定が必要	丸啓鯉節 (株) (静岡県) 農水省は2026年1月に認定。	2029年10月期:1.14億円
281	EU	水産食品加工施設の認定が必要	(有) 丸二永光水産 (北海道) 農水省は2026年2月に認定。	-
282	アイスランド	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
283	英国	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等	2022年6月29日に規制撤廃。	486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
284	英国	蒸留酒の容量規制	日EU・EPAで緩和された蒸留酒の容量規制 (単式蒸留焼酎について四合瓶及び一升瓶の輸出が可能) について、英国のEU離脱の移行期間終了後 (2020年末) においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容に加え五合瓶についても輸出が可能となる内容で日英包括的経済連携協定 (EPA) を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.03億円程度
285	英国	ワインの輸入規制 (醸造方法及び自己証明)	日EU・EPAで緩和された日本ワインの輸入規制 (醸造方法及び自己証明) について、英国のEU離脱の移行期間終了後 (2020年末) においても、英国において日EU・EPAと同等レベルの維持についての要望があったところ、日EU・EPAと同様の内容で日英包括的経済連携協定 (EPA) を締結し、2021年1月1日の発効に至った。	0.01億円程度
286	英国	養殖魚用飼料施設の認定が必要	(株) 波崎ハイミール (茨城県) 農水省は2025年9月に認定。	2025年12月期:1億円 (EU向け全輸出品目の予定額)
287	スイス	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
288	ノルウェー	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
289	リヒテンシュタイン	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県、品目に放射性物質 検査証明書を要求等 (EU準拠)	原発事故に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃。 (2023年8月)	-
290	仏領ポリネシア	日本から直行便で輸入される一部の食品等に対する輸出証明書を要求等	2024年5月17日付で、仏領ポリネシアによる日本産食品等に対する輸出証明書の要求がなくなった。	2024年5月
291	UAE	原発事故に伴い、 ・福島県の水産物、野生鳥獣肉を対象に検査報告書を要求等	2020年12月、UAE政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円 (※) の内数 (※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額)
292	アラブ首長国連邦	牛肉処理施設の認定が必要	(株) SEミート宮崎 (宮崎県) 自治体は2026年1月に認定し、厚労省からアラブ首長国連邦へ2026年1月に通知し認定。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
293	イスラエル	原発事故に伴い、 ・福島県の全ての食品、一部の県の一部の食品について、イスラエル側で全ロットのモニタリング検査等	2021年1月、イスラエル政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）
294	カタール	新たに水産食品に衛生証明書が必要	カタール側から、衛生証明書様式について了承。2023年4月からの衛生証明書の発行に向けて、2023年3月に要綱を策定。	1億円程度 （2020年貿易概況の水産物輸出額より）
295	サウジアラビア	牛肉の輸出解禁協議	・2019年10月現地調査受入。 ・2019年11月証明書様式提示。 ・2020年2月BSE及び口蹄疫の禁止令解除。 ・2020年3月輸出条件及び輸出検査証明書様式に合意。	0.9億円程度
296	サウジアラビア	水産食品輸出には施設登録・衛生証明書が必要	2017年にサウジアラビア食品医薬庁（SFDA）からSPS通報があり、その内容についてサウジアラビア側に詳細を照会していたが、2019年10月に改めて確認したところ、輸出水産食品の加工施設登録とともに衛生証明書の添付が必要であることが判明。 以降、二国間で協議を行い、2020年12月までに日本側の衛生証明書様式と証明書発行体制について合意済。 2021年6月取扱要綱を策定、公表。	8.2億円 （水産物の対サウジアラビア輸出額：2020年6.8億円、2019年8.4億円、2018年9.3億円）
297	クウェート	牛肉の輸出解禁	2025年9月25日、輸出解禁。	2027年9月期：3.1億円
298	レバノン	原発事故に伴い、 ・全ての都道府県の全ての食品等を対象に検査報告書を要求	2020年12月、レバノン政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）
299	エジプト	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の水産物を対象に検査証明書を要求等	2020年11月、エジプト政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）
300	モロッコ	原発事故に伴い、 ・一部の都道府県の全ての食品を対象に検査証明書を要求等	2020年9月、モロッコ政府は、日本産食品の輸入規制を撤廃。	486億円（※）の内数 （※2020年4月時点で規制を維持している20か国・地域向けの2010年～2011年の農林水産物・食品の輸出減少額）
301	全輸出先国・地域	食肉の包材（ダンボール）への記載事項が輸出先国・地域ごとに異なっており、国・地域ごとに包材を製造・保管する必要があることから、事業者の大きな負担となっている。	厚労省は、2019年4月に自治体を通じて要望調査を行い、2019年6月、希望する事業者と打ち合わせを実施。打ち合わせの結果を踏まえ、カナダ及び香港と協議し、9月中に要綱を改正済み。	45億円程度 （牛肉の2018年対カナダ輸出額：2.6億円、対香港輸出額：41.3億円 2017年対カナダ輸出額：2.1億円、対香港輸出額：48.3億円から推計）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
302	香港、米国、EU等	牛肉を輸出する処理施設は、輸出先国の基準に基づいた衛生的なと畜・解体が必要	・要綱（輸出先国の法令）に定めると畜・解体手順及び衛生管理について、現場だけでは具体的な対応方法を判断できない場合がある。 ・厚労省は、要綱の具体的な運用について個別に対応済み。	認定施設1施設が輸出不可となった場合の輸出減少額（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額） 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円
303		輸出相手国の要件に対応するための技術支援	・米国等で要件とされていると畜方法では、血斑の発生により、取引価格等に影響する。 輸出先国の要求に対応しつつ、品質を確保したと畜方法の改善が求められる。 ・2021年3月、民間団体が、品質を確保したと畜方法についての検討結果を踏まえた輸出用食肉処理技術等マニュアルを作成し、関係事業者に共有すると共に、関係者に対し、輸出用食肉処理技術等の向上に向けた研修会を開催。	55億円 （牛肉の2018年輸出額：対米国33億円、対EU16億円、2017年輸出額：対米国30億円、対EU13億円）
304	牛肉輸出可能国・地域	牛肉のスライスされた状態での輸出（取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品）	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、牛肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・21か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認（2021年3月時点）。	-
305	豚肉輸出可能国・地域	豚肉のスライスされた状態での輸出（取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品）	・コロナ禍による内食化により、海外におけるスライス肉の需要が拡大していくことが見込まれる一方で、豚肉はブロック肉として輸出されることが一般的であり、スライスされた状態で輸出するためには、各輸出先国の規制に対応する必要がある。 ・4か国・地域について、取扱要綱に基づき認定処理施設でスライスされた商品が輸出可能な旨を確認（2021年3月時点）。	-
306	インド、シンガポール、韓国、中国、台湾、ベトナム、マレーシア、NZ、メキシコ、EU等	水産物輸出の際には衛生証明書が必要	・厚労省、農水省、都道府県等（保健所を含む）、その他の証明書発行機関が衛生証明書を発行。 申請は平日受付で約1～2日で発行される。 ・厚労省は、農水省が実施した事業者ニーズの調査結果を基に地方公共団体、地方厚生局に発行業務の迅速化等を依頼済み。	1,302億円 （代表的な国々への水産物輸出額：2018年1,153億円、2017年1,021億円）
307	シンガポール、EU	鶏肉の食鳥処理場は都道府県の食鳥検査員による検査が必要。	・シンガポール及びEUは、輸出食鳥肉の検査は公的獣医師による検査を求めている。 ・シンガポール向けについては2019年7月2日、EU向けについては2019年12月11日、厚労省は輸出向け家きん肉を処理する時間においては、都道府県知事等が任命した食鳥検査員の直接監督の下、指定検査機関の検査員による食鳥検査を行うことを都道府県等に周知した。	シンガポール 0.01億円程度 EU 0.01億円程度
308	インドネシア、シンガポール、タイ、台湾、ベトナム、フィリピン、香港、マレーシア、豪州、NZ、カナダ、メキシコ、ブラジル、ロシア、UAE、カタールは、牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	牛肉等の処理施設について、HACCP認定が必要（国によってはハラールを含む）。	厚労省及び農水省は、5者協議等を通じ、円滑な認定が可能となるよう支援を実施。	（H30の輸出施設1施設当たりの輸出額の例） 対米国：3.3億円 対EU：3.9億円 対香港：4.1億円 対シンガポール：1.2億円 対台湾：1.4億円
309	シンガポール、台湾、香港	牛肉のスライスされた状態での輸出（現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品）	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた牛肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。（2023年6月）	29億円程度

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
310	シンガポール、香港	豚肉のスライスされた状態での輸出 (現在の認定処理施設とは別のスライスパックセンター等でスライスされた商品)	既存の認定処理施設とは別の施設でスライスされた豚肉が輸出可能となるよう取扱要綱を改正。(2023年6月)	1億円程度
311		国と県の見解の相違	・シンガポール向け牛肉について、食品添加物の使用に関する国と県の見解の違いにより、輸出済み牛肉の廃棄を行うことを余儀なくされ、損害が発生。 ・2019年6月、厚労省は、全自治体に対して、自治体において判断が難しい案件について相談を促す通知を発出。	-
312		水質モニタリング時におけるサンプリング者の要件緩和	・EU向けカキの輸出には、生産海域の指定が必要。 ・指定海域のモニタリングにおいて、試料のサンプリングは公的機関の職員が行うことが求められていたことから、厚労省及び農水省は、2019年6月に取扱要領を改正し、公務員でなくとも対応できるよう、要件を緩和。	-
313		輸入制限品目の規制緩和と検疫条件の明確化	シンガポール、マレーシア、香港以外では日本農産物への輸入制限を設ける国が大半。 例 果物、野菜(なし、りんご以外の検疫条件未設定)＜フィリピン＞	-
314	台湾、香港、米国、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (牛肉)	2022年3月までに18産地のリストを公表。	1,600億円 (2025年目標額)
315	シンガポール、タイ	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (豚肉)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	29億円 (2025年目標額)
316	シンガポール、ベトナム、香港、EU	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏肉)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	45億円 (2025年目標額)
317	シンガポール、米国	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (鶏卵)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	63億円 (2025年目標額)
318	シンガポール、タイ、台湾、ベトナム、香港、マレーシア	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (チーズ、LL牛乳等、育児用粉乳)	2022年3月までに2産地のリストを公表。	328億円 (2025年目標額)
319	タイ、台湾、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (りんご)	2022年3月までに7産地のリストを公表。	177億円 (2025年目標額)
320	シンガポール、タイ、香港、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (ぶどう)	2022年3月までに5産地のリストを公表。	125億円 (2025年目標額)
321	シンガポール、台湾、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等 (もも)	2022年3月までに6産地のリストを公表。	61億円 (2025年目標額)

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
322	シンガポール、台湾、香港、マレーシア、カナダ、フランス（EU）ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんきつ）	2022年3月までに14産地のリストを公表。	39億円 （2025年目標額）
323	シンガポール、タイ、台湾、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（いちご）	2022年3月までに12産地のリストを公表。	86億円 （2025年目標額）
324	シンガポール、タイ、台湾、香港、マレーシア、カナダほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（かんしょ・かんしょ加工品・その他の野菜）	2022年3月までに39産地のリストを公表。	28億円 （2025年目標額）
325	シンガポール、中国、ベトナム、香港等の東南アジア、豪州、米国、ロシア等	輸出産地による輸出事業計画の策定等（切り花）	2022年3月までに9産地のリストを公表。	18.8億円 （2025年目標額）
326	中国、米国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（茶）	2022年3月までに13産地のリストを公表。	312億円 （2025年目標額）
327	シンガポール、中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（コメ・バックご飯・米粉及び米粉製品）	2022年3月までに37産地のリストを公表。	125億円 （2025年目標額）
328	韓国、中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（製材）	2022年3月までに4産地のリストを公表。	271億円 （2025年目標額）
329	中国・韓国・台湾ほか	マーケットインの発想に基づく担い手による輸出促進（合板）	2022年3月までに8担い手のリストを公表。	80億円 （2025年目標額）
330	米国、中国、香港ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ぶり）	2022年3月までに10産地のリストを公表。	542億円 （2025年目標額）
331	韓国、米国、台湾ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（たい）	2022年3月までに3産地のリストを公表。	193億円 （2025年目標額）
332	中国、台湾、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ホタテ貝）	2022年3月までに2産地のリストを公表。	656億円 （2025年目標額）
333	香港、中国、タイほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（真珠）	2022年3月までに1産地のリストを公表。	379億円 （2025年目標額）
334	中国、香港、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清涼飲料水）	2022年3月までに11担い手のリストを公表。	786億円 （2025年目標額）
335	香港、中国、米国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（菓子）	2022年3月までに46担い手のリストを公表。	465億円 （2025年目標額）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
336	米国、中国、EUほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ソース混合調味料）	2022年3月までに14担い手のリストを公表。	850億円 （2025年目標額）
337	米国、中国ほか	輸出産地による輸出事業計画の策定等（味噌・醤油）	2022年3月までに味噌20産地40担い手、醤油24産地50担い手のリストを公表。	231億円 （2025年目標額）
338	米国、中国、香港、EU・英国、台湾、シンガポール	輸出産地による輸出事業計画の策定等（清酒（日本酒））	2022年3月までに619担い手のリストを公表。	600億円 （2025年目標額）
339	EU・英国、米国、中国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（ウイスキー）	2022年3月までに33担い手のリストを公表。	680億円 （2025年目標額）
340	中国、米国、台湾	輸出産地による輸出事業計画の策定等（本格焼酎・泡盛）	2022年3月までに206担い手のリストを公表。	40億円 （2025年目標額）
341	米国、EU	施設整備を行う事業者の円滑な認定に向けた支援スキームの構築	支援体制の構築。 （チラシや、事業実施計画の作成手引きが、農水省ホームページに掲載するとともに、「HACCP相談員」情報をリスト化し地方農政局等と都道府県に共有。）（2023年3月）	-
342	台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、ベトナム、インド、メキシコ、NZ、EU等	一元化的な輸出証明書の発給システムの整備	・食品衛生に関する証明は地方厚生局等、放射性物質検査証明や産地証明は農水省に申請する必要があるなど、輸出証明書の申請先が複数部署にまたがるため分かりにくく、窓口の一元化が求められていた。 ・農水省は、関係省庁（財務省及び厚労省）とともに、輸出促進法に基づく輸出証明書の一元的な発給システムを構築し、2022年4月から、全ての種類の証明書を対象として、本格運用を開始。 ・事業者の利便性向上を図るため、2021年4月に羽田空港に受取窓口を設置し、一部の輸出証明書の受取を可能とするとともに、2022年7月には成田空港内でベトナム向け輸出水産食品の衛生証明書等を受け取ることができる体制を整備。	14,439億円 （輸出証明書発行対象国への農林水産物・食品の輸出額：2021年11,446億円、2020年9,074億円）
343	EPA対象国（ASEAN、中国、韓国、インド、モンゴル、豪州、NZ、チリ、スイス）	青果物のEPA原産地証明の取得に係る運用の簡素化の周知	EPAを利用して青果物等を輸出する際の原産地証明書の発給手続きを簡素化し、事業者に周知。	-
344	各国・地域共通	地理的表示（G I）保護制度の運用見直し	G I 産品として120件が登録される一方、登録産品の多様性に乏しく輸出に繋がる産品も限定的であることから、輸出を志向する加工食品を含め、多様な産品のG I 登録が進むよう、G I 制度の運用見直しを実施。	-
345	各国・地域共通	品目団体の育成	改正輸出促進法に基づき、2022年度内に輸出重点品目28品目のうち10品目以上の品目団体の認定を目標としており、2022年中に15品目7団体について認定。	-
346	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	・牛の家畜人工授精用精液等を取り扱う家畜人工授精所4,270か所に対し、自己点検の実施を求めるとともに、2021年度末までに615か所の立入検査を実施。これらの結果概要を2022年6月に公表し、法令遵守の再徹底を図るため、通知を発出するとともにパンフレットを作成・配布。 ・また、その後、自己点検等が未実施だった一部家畜人工授精所への立入検査等を実施し、4,270か所のうち休廃止を確認した121か所を除く全ての家畜人工授精所での点検等を2022年9月末までに終了。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
347	各国・地域共通	農産物の輸出解禁情報に係る周知のルール化	「輸出先国・地域の輸入事業者に対する農産物の輸出解禁情報の周知方法と役割分担（2023年2月20日付け）」を作成し、省内関係課室、在外公館へ周知。（2023年2月）	-
348	各国・地域共通	JETROによる品目団体等の支援	JETRO及び、JF00D0と品目団体が連携する枠組みを構築。	-
349	各国・地域共通	輸出に関する一元的な相談窓口のeMAFF営業支援ツールへの移行	2023年2月にeMAFF営業支援ツールに輸出相談データベースを移行完了。	-
350	各国・地域共通	日本の食や食文化の発信	海外向け情報配信サイト「Taste of Japan」（T0Jサイト）において、海外の消費者へ日本食材の魅力や、日本の食品の調理方法等を発信。T0Jサイトは、2023年度に農水省からJF00D0へ移管。	-
351	各国・地域共通	輸出産地による輸出事業計画の策定支援	輸出促進法に基づく輸出事業計画の策定を希望する輸出産地リストの実施主体321者に対し、策定支援を実施し、計画を認定済み。	-
352	各国・地域共通	品目団体の育成	27品目15の認定農林水産物・食品輸出促進団体を認定。	-
353	各国・地域共通	都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムの発足	国と都道府県による輸出促進に向けた連携体制として、都道府県・輸出支援プラットフォーム連携フォーラムを実施。	-
354	各国・地域共通	輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援	海外展開の類型ごとに、知的財産・ノウハウの流出につながる落とし穴や、将来の輸出市場の獲得に貢献する活動などを分析し、我が国の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開の取組を整理したガイドラインを作成、2022年3月7日に公表済。	-
355	各国・地域共通	不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインの作成	農業分野の技術・ノウハウについては、秘密管理されているかどうかの客観的判断が難しい等の理由により、営業秘密を保護する枠組みが十分に活用されているとはいえないことから、2021度中に不正競争防止法の営業秘密に関するガイドラインを作成。	-
356	各国・地域共通	地理的表示等も有効とする運用改善	・経産省及び農水省は、地理的表示（GI）保護制度を特定原産地証明書の発給申請手続に活用することで手続を簡素化し、EPAの特恵利用を促進。 ・GI登録されている製品のうち登録内容から協定原産品であることが明らかな製品については、生産証明書に代えてGI表示のある仕入書等をもって原産地証明書の発給申請が可能となるよう手続きを簡素化。 ・農水省は、GI登録内容から協定原産品であることが明らかな製品の一覧をHPで公表。 ・経産省は、2021年3月に本措置に係る通知を日本商工会議所に発出し、同時に本措置をガイドラインとして公表。 ・日本商工会議所は、各地申請窓口の本措置を通知し、これに基づく運用を実施中。	-
357	各国・地域共通	改正種苗法に基づく輸出先国の制限を行う品種の目標設定	農水省は、改正種苗法による登録品種の海外持出制限について、2021年9月末までに公的機関が開発した既登録品種の9割以上の当該制限を完了。既登録品種の海外持ち出しを制限する旨の届出があった4,232品種を公表（2021年11月11日現在）。	-

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性
358	各国・地域共通	日本伝統の製法を規格化した「みそJAS」の制定	農水省は、我が国伝統の製法を規格化した「みそJAS」を2022年3月に制定。	-
359	各国・地域共通	流通行程の情報を詳細に提供するフードチェーン情報公表JASを制定（コメ）	米の流通行程管理基準を追加する、フードチェーン情報公表農産物JASの改正について、2024年3月公示された。	-
360	各国・地域共通	フラッグシップ輸出産地の選定	2024年度で80産地を選定していることから、今後のフラッグシップ輸出産地の選定に係る対応については、輸出産地形成を促進するための一環として施策に生かしていくこととし、「No. 127大規模輸出産地の形成」にて統合的に取り組むこととする。	-
361	各国・地域共通	海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組（国際規格の策定及び発行）	コールドチェーン物流サービスに関する国際規格（IS031512）が正式発行。国交省は、海外におけるコールドチェーンの確保の観点から、「No. 142海外におけるコールドチェーンの確保に向けた取組」にて国際標準化された日本式コールドチェーン物流サービス規格の普及促進を図る。	-
362	各国・地域共通	動植物検疫等協議を実施する対象国・地域、品目の選定	動植物検疫協議案件の選定体制を構築済み。 ※引き続き農林水産物及び食品の促進に関する基本方針に基づき、適切に動植物検疫協議案件候補を選定	-
363	各国・地域共通	食品表示制度の国際基準との整合性の観点も踏まえた見直し	国際的な動向を踏まえた食品表示の見直しを行うため有識者からなる懇談会（食品表示懇談会）の下、個別品目ごとの表示ルール見直し分科会、デジタルツール活用検討分科会を設置し、議論を実施。 ※引き続き分科会による議論を継続し食品表示の見直しを進める。	-
364	各国・地域共通	国と都道府県が連携した輸出促進推進体制の整備	全国自治体との連携体制を構築済み。 ※引き続き連携して輸出促進に取り組む。	-
365	各国・地域共通	水産物の輸出先転換対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受け輸出額が減少した水産物について、転換対策により他の国・地域への輸出額が増加。2025年の輸出実績で、水産物の輸出額が4,231億円に達し、水産物輸出額の過去最高額（2023年：3,901億円）を更新した。	-
366	各国・地域共通	和牛遺伝資源の知的財産としての価値の保護・適正な流通管理	農水省は、和牛遺伝資源関連2法に基づき、家畜遺伝資源の知的財産としての価値を保護するとともに、流通管理の適正化を図るための体制を整備し、適切に運用。	-
367	各国・地域共通	農林水産省、観光庁、国税庁、内閣官房（地方創生）等の相互連携の下で訪日外国人の旅マエ、旅ナカ、旅アトに効果的にアプローチすることによる輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成	地域の魅力ある食材や歴史・文化をひとつのストーリーにして、旅マエ、旅ナカ、旅アトの各段階で、訪日外国人に効果的にアプローチすることにより、輸出拡大とインバウンド消費の好循環の形成に向けた検討会の開催による関係省庁・課室の連携関係を構築。	-
368	各国・地域共通	水産物の国内加工体制の強化対策	ALPS処理水の海洋放出以降の、一部の国・地域による輸入規制強化等により影響を受けている水産物の国内加工体制の強化を支援。その結果、2025年の輸出実績で、水産物の輸出額が4,231億円に達し、水産物輸出額の過去最高額（2023年：3,901億円）を更新した。	-
369	各国・地域共通	輸出拡大に向けた人材育成・確保	＜育成＞ ・教育機関と連携し、輸出ビジネスへの参画や輸出スキルの深化を目的とした講座実施。（2025年10月） ・事業者が輸出に必要な知識を体系的に学習する手段として『おいしい日本の届け方』を作成。 ＜確保＞ ・内閣府プロフェッショナル人材戦略事業と連携し、地方版GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）、地方農政局が連携した輸出事業者の人材確保に向けた体制を整備。 ・「おいしい日本、届け隊」官民共創プロジェクトを通じ、多様な領域の人材参画を目指すマッチングプラットフォームを運用。異業種人材とのマッチング事例を創出。 ※引き続き輸出拡大に向けた人材の育成・確保に取り組む。	-
370	各国・地域共通	国際空港を活用した日本産食品の旅ナカ、旅アト消費拡大、食を通じた地方誘客のための旅マエ情報発信	福岡空港において訪日観光客を対象にいちごの試食機会を提供。あわせて、産地にも興味をもってもらえるような情報等の発信。 今回の取組を通じて得られた知見を踏まえ、今後のインバウンドによるさらなる食関連消費拡大に向けた方策を検討したい。	-

(参考3) 実施期間を定めず、取り組む項目（6項目）

No	対象国・地域	対象となる事項	概要	輸出可能性	担当大臣
1	シンガポール、タイ、中国、台湾、ベトナム、マレーシア、香港、米国、EU、UAE	輸出先国・地域における支援の実施	現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援する輸出支援プラットフォームを形成し、現地発の取組を進めることにより現地系商流を開拓。 ※現地において輸出事業者を包括的・専門的・継続的に支援するための体制整備への支援を実施。	-	農林水産大臣 外務大臣 経済産業大臣
2	シンガポール、タイ、中国、台湾、ベトナム、マレーシア、香港、米国、EU、UAE	輸出支援プラットフォームの役割拡大による現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化等を推進	現地専門家の配置や日系食品企業のネットワーク化により食品関連事業者の海外展開が容易になる環境を整備。 ※引き続きビジネス海外展開に係るサポート体制を強化する。	-	農林水産大臣
3	各国・地域共通	海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向けた取組	海外での戦略的サプライチェーンの構築を目指す事業者の投資可能性調査に向けた支援を実施し、海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンを構築。 ※引き続き事業性の判断に必要な投資可能性調査に対する支援を実施。	-	農林水産大臣
4	各国・地域共通	インバウンドによる食関連消費の拡大	SAVOR JAPAN認定地域、農泊地域でのインバウンド向け食関連消費の拡大を図り、輸出拡大との好循環を形成する方策を検討。	-	農林水産大臣
5	各国・地域共通	大規模輸出産地の形成	・ 海外の規制やニーズに対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出しているなど一定の基準を満たす輸出産地を「フラッグシップ輸出産地」として108産地選定・公表。（第1回：42産地（2024年6月）、第2回：38産地（2024年12月）第3回：28産地（2025年12月）） ・ 2030年までに259産地の選定を目指す。	-	農林水産大臣
6	各国・地域共通	認定輸出事業者への輸出目標達成に向けたヒアリング	・ 各地方農政局等において、2025年の輸出実績等の把握に係るヒアリングを随時実施。 ・ フォローアップ希望者に対しては、認定輸出事業者からの輸出促進に向けた各種情報やマッチング等要望について、補助事業や関係機関の専門家を紹介する等のサポートを実施。	-	農林水産大臣 財務大臣